

国民宿舎鵜の岬



いこいの村酒沼



日立市鵜来来の湯十王



茨城空港ターミナルビル



(3) 出資団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
損益の状況	売上高	17,219,273	18,776,636	34,846,353
	売上原価	16,744,397	18,471,688	33,516,105
	売上総利益	474,876	304,948	1,330,248
	販売費及び一般管理費	453,393	22,847	28,134
	(うち役員人件費)	21,430	10,181	10,184
	(うち職員人件費)	1,018,316	1,020,596	957,818
	営業損益金額	21,483	282,101	1,302,114
	営業外収益	1,753,041	112,401	71,414
	営業外費用	291,192	328,281	244,905
	経常損益金額	1,483,332	66,221	1,128,623
	特別利益	39,475	1,691,673	1,711,523
	特別損失	5,713,292	435,055	143,215
	法人税等	282	336	282
	当期純損益金額	4,190,767	1,322,503	2,696,649
繰越利益剰余金	1,008,437	2,330,940	5,027,590	
貸借対照表	資産	130,122,972	115,856,261	86,244,218
	流動資産	105,779,324	92,741,843	65,162,274
	固定資産	24,189,609	22,988,114	20,984,855
	繰延資産	154,039	126,304	97,089
	負債	129,114,535	113,525,320	81,216,628
	流動負債	31,156,261	24,981,010	41,323,246
	(うち短期借入金)	27,986,553	21,706,678	39,965,785
	固定負債	97,958,274	88,544,310	39,893,382
	(うち長期借入金)	97,265,400	87,786,074	39,151,898
	純資産	1,008,437	2,330,940	5,027,590
出資額	90,000	90,000	90,000	
利益剰余金	918,437	2,240,940	4,937,590	
県財政関与状況	補助金	1,680,742	1,664,000	1,527,240
	委託料	83,835	255,825	227,533
	その他	0	0	0
	計	1,764,577	1,919,825	1,754,773
	再委託費	63,198	164,914	118,297
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高	122,075,784	106,165,352	75,790,283
	借入金残高	3,176,169	3,327,400	3,327,400
計	125,251,953	109,492,752	79,117,683	

(4) 出資団体の主な経営指標の推移

経営指標	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
財政支出依存度 ・ 県財政支出計 ÷ (売上高 + 営業外収益 + 特別利益)	9.3%	9.3%	4.8%
経常収支比率 ・ (売上高 + 営業外収益) ÷ (売上原価 + 販管費 + 営業外費用)	108.5%	100.4%	103.3%
販売管理費率 ・ 販売費及び一般管理費 ÷ 売上高	2.6%	0.1%	0.1%
人件費比率 ・ (役員人件費 + 職員人件費) ÷ 売上高	6.0%	5.9%	2.8%
再委託比率 ・ 再委託費 ÷ 県財政支出計	3.6%	8.6%	6.7%
一人当たり事業収入 ・ 売上高 ÷ (役員数 + 職員数)	122,123 千円	125,178 千円	226,275 千円
自己資本利益率 ・ 当期純損益金額 ÷ 純資産	415.6%	56.7%	53.6%
総資産回転率 ・ 売上高 ÷ 資産	13.2%	16.2%	40.4%
流動比率 ・ 流動資産 ÷ 流動負債	339.5%	371.2%	157.7%
自己資本比率 ・ 純資産 ÷ 資産	0.8%	2.0%	5.8%
借入金比率 ・ (短期借入金 + 長期借入金) ÷ (負債 + 純資産)	96.3%	94.9%	91.7%
理事等一人当たり退任慰労金 ・ 理事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
監事等一人当たり退任慰労金 ・ 監事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
職員一人当たり退職金 ・ 職員支給退職金 ÷ 支給人数	3,799	5,121	17,939
理事会等理事出席率 () ・ (理事会等出席理事) ÷ (参加可能理事数)	66.7%	58.3%	66.7%
理事会等監事出席率 () ・ (理事会等出席監事) ÷ (参加可能監事数)	75.0%	62.9%	83.3%
評議員会評議員出席率 () ・ (評議員会出席評議員) ÷ (参加可能評議員数)	50.0%	50.0%	61.9%

()出席率は本人出席率である。代理人出席、委任状による出席及び書面持ち回り会議を含まない。

(5) 出資団体の役職員数及びその給与・退職金の状況、県職員派遣の状況等の推移

	平成 22年度				平成 23年度				平成 24年度				
	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	
役員	常勤理事	0	1	2	3	0	0	2	2	0	0	2	2
	非常勤理事	8	1	0	9	6	1	0	7	6	1	0	7
	理事 計	8	2	2	12	6	1	2	9	6	1	2	9
	常勤監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤監事	1	1	0	2	1	1	0	2	1	1	0	2
	監事 計	1	1	0	2	1	1	0	2	1	1	0	2
	計	9	3	2	14	7	2	2	11	7	2	2	11
	有給理事平均報酬(年額)	4,242千円				5,690千円				5,680千円			
	有給監事平均報酬(年額)	0				0				0			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
理事退任慰労金合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
監事退任慰労金合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
職員	管理職	14	2	1	17	15	1	1	17	16	1	1	18
	一般職	86	2	0	88	72	4	0	76	67	4	0	71
	嘱託・臨時職員等	22	0	0	22	46	0	0	46	54	0	0	54
	計	122	4	1	127	133	5	1	139	137	5	1	143
	職員平均報酬(年額)	8,018千円				7,342千円				6,698千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
職員退職金支給額合計	14	53,183		6	30,726	3		53,817					

専属 下記の派遣またはOBを除く出資団体専属の職員
 派遣 県の現役職員で出資団体に派遣されている者
 OB 県を退職した元職員で出資団体に再就職した者

2 出資団体との契約等

(1) 出資団体に対する補助金

出資団体は平成 23年度において 県から以下の補助金の交付を受けている。

県担当課	事業名	事業の概要	補助金
事業推進課	経営支援(県単)	低価格評価損に係る補助	1,500,000千円
中小企業課	中小企業等グループ施設等復旧整備事業費	施設設備の災害復旧	27,240千円
計			1,527,240千円

(2) 出資団体に対する委託料

出資団体は平成 23年度において 県から以下の委託料を受け取っている。

県担当課	事業名	事業の概要	委託料
観光物産課	伊師浜国民休養地事業	休養地内及び施設設備の維持管理	4,196千円
観光物産課	伊師浜国民休養地事業	休養地内及び施設設備の災害復旧	7,200千円
観光物産課	伊師浜国民休養地事業	休養地内及び施設設備の維持管理	33,096千円
立地推進室	茨城の産業イメージアップ	震災後の企業における茨城のイメージや設備投資先に求める立地条件等の変化を調査し結果をふまえ経済誌においてPRする	5,683千円
空港対策課	茨城空港駐車場管理	監視カメラ・放送設備による駐車場の誘導案内及び巡回警備等	16,130千円
事業推進課	未造成団地等の除草・不法投棄監視	除草・集草及び処分等	1,820千円
事業推進課	公共工業団地除草作業等	除草作業・軽剪定・清掃等	26,600千円
立地推進室	戦略的企業誘致推進	企業誘致に資するための情報活動等	19,334千円
事業推進課	地域観光情報発信	福祉施設における情報発信等、語学、マナー講座及び空港ターミナルビルにおける施設案内等	21,289千円
空港対策課	空港活用観光推進	茨城空港内において空港を活用したイベントにより誘客促進及び地域振興を図る	26,015千円
空港対策課	空港連絡バス運行	茨城空港と東京都心を結ぶバス	43,493千円

		の運行	
空港対策課	空港周遊バス運行	茨城空港から観光地等を周遊するバスの運行、観光案内・サポート等の実施	6,362千円
空港対策課	外国人観光客受入体制整備	茨城空港内での外国人観光客をはじめとする空港利用者に対する人材育成	16,315千円
計			227,533千円

(3) 出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

出資団体は平成 23年度において、以下の公の施設の指定管理者に選定されている。

施設名	公募・ 非公募	応募団 体数	開始年月	指定期間	所管課	指定管理料
国民宿舎「鶉の 岬」及びカント リープラザ	非公募	-	平成 23年 4月	5年	観光物産課	-
計						-

(4) 出資団体に対する貸付金

空港ターミナルビル貸付金

貸付金 3,327,400千円

貸付期間 30年間

貸付利率 無利息

償還方法 貸付後 10年間据置し、その後 20年に亘って元本均等返済

なお、年度末には市中の金融機関からオーバーナイトローンの借入を行い県に返済しているが、平成 23年 4月 1日から平成 24年 3月 30日の期間に 12,767,654千円の借入を行っていた。

(5) 出資団体に対する債務保証又は損失補償（平成 24年 3月 31日現在）

出資団体は平成 23年度において、県から金融機関からの融資に対して 106,290,162千円の損失補償を受けている。

3 指摘又は意見

(1) 代替用土地の利用

【意見】

出資団体においては、平成 24年 3月 31日において、造成工業団地の代替用の土地 505,559千円を保有している。

これらの土地の多くは市街化調整区域内にあり、また市街化調整区域外にあっても近隣で宅地開発は進んでおらず、結果、農地・農業従事者用の住宅敷地等の利用方法しかなくなっている。過去の工業団地の造成にあたり、代替地のニーズは希薄で、ほとんどはけておらず、これらの土地はいわゆる塩漬け状態にある。当団体の工業団地の造成の現在の状況及び将来の計画並びに過去の代替地のニーズを勘案すると、これらの土地が代替地として利用される可能性を見出すことができない。

土地は、使用されてその効用を発揮するものであり、塩付け状態にあることは社会的な損失といえる。

市街化調整区域内の土地であれば、時価があっても引き合いが薄いことから、その金額で実際に売れるものではない場合も多い。そのため、時価を下回る処分価格による売却や地方自治体等に寄付する等、当該土地の利用が図られる方策の検討が望まれる。

(2) プロパー職員の活用

【意見】

出資団体においては、現在、常勤理事二人が県職員退職者であるが、当団体は設立以来 50年を超えており、団体の自主的な運用の観点及び人事の活性化の観点から、プロパー職員から常勤理事就任が期待される場所である。

(3) 随意契約理由書の記載漏れ

【指摘】

委託金額が 100万円以上の委託契約について茨城県の財務規則に準じて原則として指名競争入札により契約事務を行うこととなっている。しかし、委託金額が 100万円以上の委託契約であっても、合理的な理由がある場合には例外として随意契約に依ることが出来る。

甲株式会社とのネットワークシステム保守契約について、随意契約理由が決裁書に明示されていなかった。随意契約理由としては、ネットワークシステムを構築した業者が甲株式会社であるため、他の業者では保守が行えないとのことであった。

委託金額が 100万円以上の委託契約について随意契約により契約事務を行う場合には、規程に則り随意契約理由書を記載した上で、決裁を受けるべきである。

(4) 継続保守業務を伴う委託契約

【意見】

上記のように、経済性又は必要性の観点から、システムを設計する業者とその保守を行う業者を同一にせざるを得ない場合がある。保守契約については随意契約に依らざるを得ないとしても、システムを導入する際には、その保守についても見積もりを徴収して、導入コストと運用コストを合わせたトータルコストを勘案した上で、適切な業者を選定すべきである。

(5) 大町ビルの修繕計画

【意見】

出資団体は水戸市内に4階建て総床面積2,374㎡の大町ビルを保有している。出資団体では、毎年度の予算措置の中で修繕を行っているところであるが、現時点で長期修繕計画は策定されていない。

当ビルは、昭和46年に竣工しており、竣工後40年を経過していることから、相当の経年劣化があるはずである。長期修繕計画を事前に策定し、計画的な修繕の実施が望まれる。

(6) 固定資産システムの導入

【意見】

現在、固定資産台帳を表計算ソフトで作成している。保有する固定資産のアイテム数が膨大であることに鑑みれば、減価償却計算の正確性を担保するためにも、表計算ソフトではなく固定資産システムを導入して固定資産を管理すべきである。

(7) 開発公社ビルテナントの入居率

【意見】

出資団体が県庁舎近くに保有する開発公社ビルのテナントの入居率は、平成21年度末が79.7%、平成22年度末が90.2%、平成23年度末が80.1%、平成24年10月末が76.3%であり低下傾向にある。入居率を高めるための一層の営業努力が望まれる。

(8) 県準拠の給与体系

【意見】

出資団体職員の給与基準並びに昇格の基準等について県準拠である。全般的事項の【意見】に記載の通り、出資団体は職員の給与体系のあり方を検討すべきである。

(9) コンプライアンス規程等

【指摘】

コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていない。
コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。

(10) 理事の理事会への出席

【意見】

特定の理事は3年間の間、一度も理事会に出席していない。ガバナンスの点で問題があり、活発な議論を機動的に実施できる態勢を構築すべきである。

4 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

出資団体が過年度において包括外部監査の対象となった年度及びそのテーマは次のとおりである。

年度	テーマ
平成 11年度	茨城県土地開発公社・茨城県住宅供給公社・(財)茨城県開発公社の財務事務及び管理運営事務

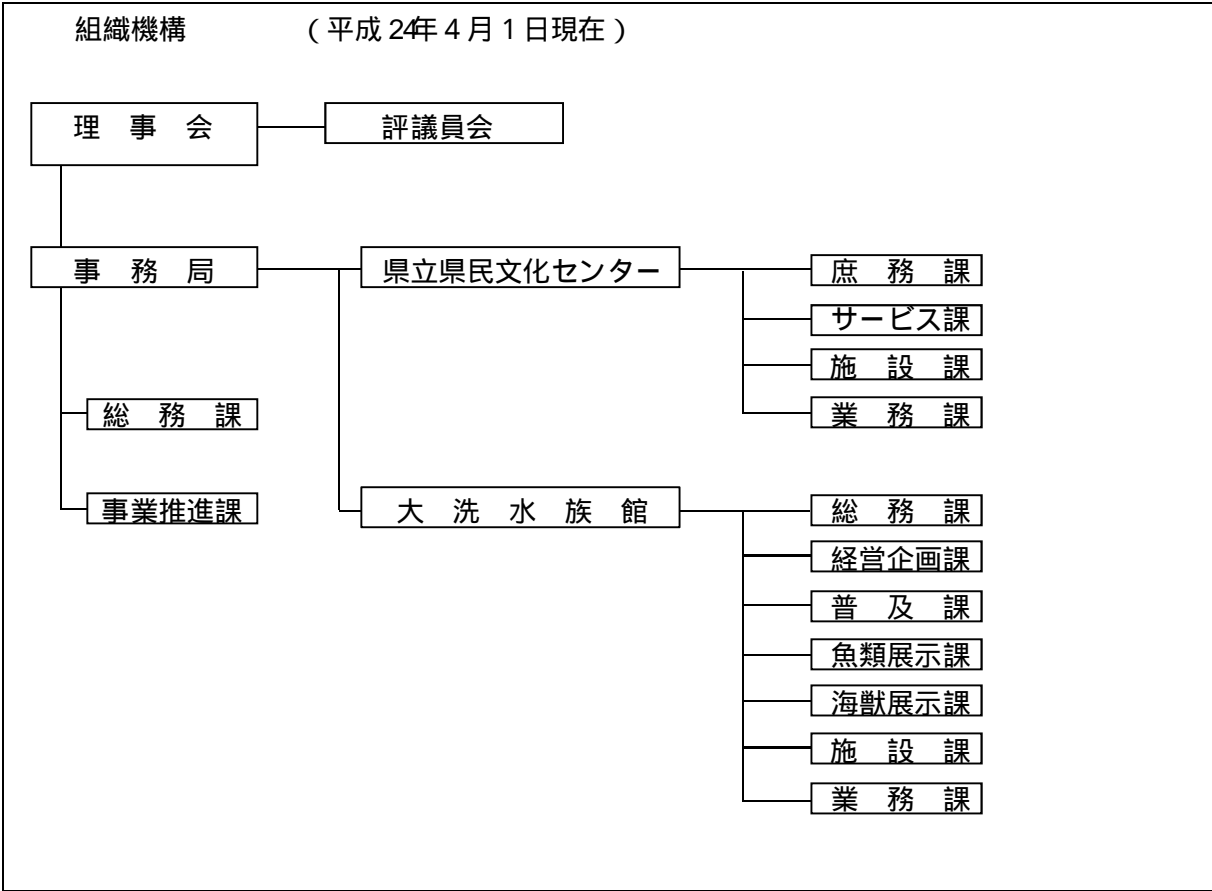
過年度の包括外部監査の指摘に対して、現在までに措置されていない事項はない。

II 財団法人 いばらき文化振興財団

1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要(平成 24年 4月 1日現在)

所在地	茨城県水戸市千波町後川 745番地
設立根拠	旧民法 34条 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 40条第 1項)
設立目的	各種の文化振興事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、もって国際性豊かな文化の県づくりに寄与することを目的とする。
事業内容	(1) 芸術・文化に接する機会の提供 (2) 芸術・文化に関する創作活動、発表活動、その他地域文化の向上を目的とする活動への助成 (3) 茨城県立県民文化センターの管理運営 (4) アクアワールド茨城県大洗水族館の運営 (5) その他目的を達成するために必要な事業
所管部課	茨城県生活環境部生活文化課
出資状況	出資額 30,000千円(基本財産)
設立年月日 沿革	平成 4年 7月 17日に、県内文化活動団体等への助成事業を主とした文化振興事業を行うため設立され、平成 1年 4月 1日に茨城県立県民文化センター及び大洗水族館を社会福祉法人茨城県文化福祉事業団から継承して現在に至る。
公益認定・認可 手続きの状況	平成 24年 3月 30日に行政庁に公益認定申請を行い、平成 25年 4月 1日に公益財団法人へ移行見込である。



(2) 出資団体の写真等



(3) 出資団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
正味財産増減計算書	一般正味財産増加額	2,536,209	2,347,209	1,948,006
	經常収益	2,531,311	2,339,012	1,943,181
	基本財産運用益	11,514	11,514	11,050
	事業収入	2,384,680	2,207,423	1,472,045
	受取補助金等	102,031	88,294	63,288
	その他収益	33,086	31,781	396,798
	經常外収益	4,898	8,197	4,825
	一般正味財産減少額	2,488,496	2,436,301	2,113,138
	經常費用	2,488,467	2,436,278	2,112,535
	事業費	2,231,971	2,330,190	1,840,014
	管理費	256,496	106,088	272,521
	(うち役員人件費)	20,267	17,755	15,657
	(うち職員人件費)	831,106	783,488	732,454
	經常外費用	29	23	603
	一般正味財産増減額	47,713	89,092	165,132
指定正味財産増加額	0	0	0	
指定正味財産減少額	4,898	8,197	4,825	
指定正味財産増減額	4,898	8,197	4,825	
正味財産期末残高	2,713,480	2,616,191	2,446,234	
資産・負債・純資産	資産	3,854,414	3,641,335	3,462,729
	流動資産	717,031	587,307	427,646
	固定資産	3,137,383	3,054,028	3,035,083
	負債	1,140,934	1,025,144	1,016,495
	流動負債	468,642	363,395	205,221
	(うち短期借入金)	0	0	0
	固定負債	672,292	661,749	811,274
(うち長期借入金)	0	0	0	
正味財産合計	2,713,480	2,616,191	2,446,234	
出資額	690,000	690,000	650,000	
剰余金(繰入金を含む)	2,023,480	1,926,191	1,796,234	
県財政関与状況	補助金	97,581	86,194	63,288
	委託料	342,902	331,119	218,293
	その他	2,000	2,000	2,000
	計	442,483	419,313	283,581
	再委託費	84,689	76,744	61,502
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高	0	0	0
	借入金残高	0	0	0
計	0	0	0	

(4) 出資団体の主な経営指標の推移

経営指標	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
財政支出依存度 ・ 県財政支出計 ÷ 経常収益	17.5%	17.9%	14.6%
経常収支比率 ・ 経常収益 ÷ 経常費用	101.7%	96.0%	92.0%
管理費率 ・ 管理費 ÷ 経常収益	10.1%	4.5%	14.0%
人件費比率 ・ (役員人件費 + 職員人件費) ÷ 経常収益	33.6%	34.3%	38.5%
再委託比率 ・ 再委託費 ÷ 県財政支出計	19.1%	18.3%	21.7%
一人当たり事業収入 ・ 事業収入 ÷ (役員数 + 職員数)	13,102 千円	12,128 千円	8,976 千円
自己資本利益率 ・ 一般正味財産増減額 ÷ 正味財産	1.8%	3.4%	6.8%
総資産回転率 ・ 経常収益 ÷ 資産	65.7%	64.2%	56.1%
流動比率 ・ 流動資産 ÷ 流動負債	153.0%	161.6%	208.4%
自己資本比率 ・ 正味財産 ÷ 資産	70.4%	71.8%	70.6%
借入金比率 ・ (短期借入金 + 長期借入金) ÷ (負債 + 正味財産合計)	-	-	-
理事等一人当たり退任慰労金 ・ 理事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
監事等一人当たり退任慰労金 ・ 監事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
職員一人当たり退職金 ・ 職員支給退職金 ÷ 支給人数	19,348	26,139	11,431
理事会等理事出席率 () ・ (理事会等出席理事) ÷ (参加可能理事数)	50.0%	60.0%	59.6%
理事会等監事出席率 () ・ (理事会等出席監事) ÷ (参加可能監事数)	25.0%	50.0%	12.5%
評議員会評議員出席率 () ・ (評議員会等出席評議員) ÷ (参加可能評議員数)	70.0%	53.3%	78.6%

()出席率は本人出席率である。代理人出席、委任状による出席及び書面持ち回り会議を含まない。

(5) 出資団体の役職員数及びその給与・退職金の状況 県は県職員の状況等の推移

	平成 22年度				平成 23年度				平成 24年度				
	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	
役員	常勤理事	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2
	非常勤理事	10	1	2	13	10	1	2	13	8	1	1	10
	理事 計	10	1	4	15	10	1	4	15	8	1	3	12
	常勤監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤監事	1	0	1	2	1	0	1	2	1	0	1	2
	監事 計	1	0	1	2	1	0	1	2	1	0	1	2
	計	11	1	5	17	11	1	5	17	9	1	4	14
	有給理事平均報酬(年額)	7,046千円				5,953千円				6,227千円			
	有給監事平均報酬(年額)	24千円				22千円				21千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
理事退任慰労金合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
監事退任慰労金合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
職員	管理職	22	2	0	24	20	2	0	22	19	2	0	21
	一般職	49	1	0	50	49	1	0	50	48	1	0	49
	嘱託・臨時職員等	91	0	0	91	93	0	0	93	80	0	0	80
	計	162	3	0	165	162	3	0	165	147	3	0	150
	職員平均報酬(年額)	6,156千円				6,106千円				6,021千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
	職員退職金支給額合計	7	135,433千円		2	52,277千円		5	57,154千円				

専属 下記の派遣またはOBを除く出資団体専属の職員
 派遣 県の現役職員で出資団体に派遣されている者
 OB 県を退職した元職員で出資団体に再就職した者

2 出資団体との契約等

(1) 出資団体に対する補助金

出資団体は平成 23年度において 県から以下の補助金の交付を受けている。

県担当課	事業名	事業の概要	補助金
生活文化課	財団運営費補助	財団運営に係る事務局人件費補助	63,288千円
計			63,288千円

(2) 出資団体に対する委託料

出資団体は平成 23年度において 県から以下の委託料を受け取っている。

県担当課	事業名	事業の概要	委託料
生活文化課	芸術文化振興事業	文化を支える新しい力創造事業の受託	3,738千円
生活文化課	県民文化センター指定管理	県民文化センターの指定管理	179,735千円
県自然博物館	水系展示水槽管理	水系展示水槽の管理	22,096千円
生活文化課	文化の担い手育成事業	音楽出前講座及び公共スペースコンサート	3,280千円
生活文化課	誘客促進事業	水族館への誘客促進事業	9,444千円
計			218,293千円

(3) 出資団体に対する負担金

出資団体は平成 23年度において 県から以下の負担金を受け取っている。

県担当課	事業名	事業の概要	委託料
生活文化課	茨城県新人演奏会負担金	茨城県新人演奏会負担金	2,000千円
計			2,000千円

(4) 出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

出資団体は平成 23年度において 以下の公の施設の指定管理者に選定されている。

施設名	公募・非公募	応募団体数	開始年月	指定期間	所管課	指定管理料
県民文化センター	公募	1	平成 23年 4月	5年	生活文化課	179,735千円
計						179,735千円

(5) 出資団体に対する貸付金（平成 24年 3月 31日現在）

出資団体は平成 23年度において 県から貸付けを受けていない。

(6) 出資団体に対する債務保証又は損失補償（平成 24年 3月 31日現在）

出資団体は平成 23年度において 県から債務保証及び損失補償を受けていない。

3 指摘又は意見

(1) 委託契約の競争性の確保

【意見】

大洗水族館の設備総合管理を特定の業者に120,750千円で委託している。一般競争入札により契約事務を行っているが、結果として1者応札となっている。平成22年度は4社入札となり競争入札を行うことができたが、平成23年度は4社が仕様書等の書類を取りに来たにもかかわらず、1者しか入札しなかった。入札に競争性を持たせるために、入札に参加しなかった理由を調査されたい。

(2) 固定資産の実査

【指摘】

固定資産の実地調査は、それぞれの事業所単位で年1回程度の頻度で実施しているとのことである。しかし、具体的な固定資産の実地調査マニュアルは存在せず、また、実地調査を行った書類を保存していない。

固定資産の管理を適切に行うために、固定資産の実地調査マニュアルを策定し、固定資産の実地調査を行った書類を保存するべきである。

(3) 大洗水族館の業績管理

【意見】

所管課は入場者数に関しては、毎日メールで報告を受けている。しかし、売上等の金額ベースの報告に関しては年に一度報告を受けるのみである。大洗水族館の経常収益は(財)いばらき文化振興財団全体の経常収益のうち約8割も占めるほどであり、大洗水族館の業績が(財)いばらき文化振興財団の業績を左右すると言っても過言ではない。

従って、所管課は大洗水族館に対して、毎月、金額ベースの業績の報告を受けるなど関与の度合を強めるべきである。

(4) 財政調整積立金

【意見】

流動比率が高く財務健全性に問題はなく、平成23年度末までに積み立てた財政調整積立金258,755千円が存在する。これらは短期の国債等で運用されている。

(財)いばらき文化振興財団は茨城県が100%出資している法人であり、県財政が逼迫している中で、余剰資金を県へ返還し資金の有効活用を図るべきである。

(5) 県準拠の給与体系

【意見】

出資団体職員の給与基準並びに昇格の基準等について県準拠である。全般的事項の【意見】に記載の通り、出資団体は職員の給与体系のあり方を検討すべきである。

(6) 理事会への本人出席状況

【意見】

出資団体は寄付行為により理事を12人以上15人以内とし、監事を2名置く事としており、平成23年度末において、12名の理事が在籍している。これらの理事の一部について、全ての理事会への本人出席がない、又は書面決議のみの出席となっている状況が存在する。

出資団体の理事は、その経験や業務への知見により理事会に参加し、そこで意見を述べる事が出資団体の運営にとって有用であると考えられる。そうであるならば、出資団体は、書面決議のみでなく、理事本人に理事会への参加を促すとともに、理事の選任に当たっても理事会へ参加が可能な理事の選任を検討すべきである。

(7) 監事の理事会本人出席率

【意見】

監事の理事会本人出席率が低い。平成21年度が25.0%、平成22年度が50.0%、平成23年度が12.5%である。

ガバナンスの点で問題があり、活発な議論を機動的に実施できる態勢を構築すべきである。

(8) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項

【指摘】

所管課は出資団体に対し監事の行う監査結果及び講じた措置状況を報告させる必要がある（出資法人等指導監督基準第9エ）とされ、同時に、出資団体の監事は、少なくとも半年に1回以上内部監査を実施し、必要な措置を講じなければならない（出資法人等指導実施要領第12）とされていることから、所管課は少なくとも年2回の監事監査結果報告を求める必要があるが、年度末の監査報告のみしか報告を受けていない。

所管課は出資法人等指導監督基準及び同実施要領に基づき少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。

4 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

出資団体が過年度において包括外部監査の対象となった年度及びそのテーマは次のとおりである。

年度	テーマ
平成 20年度	指定管理者制度の運用状況について

過年度の包括外部監査の指摘に対して、現在までに措置されていない事項はない。

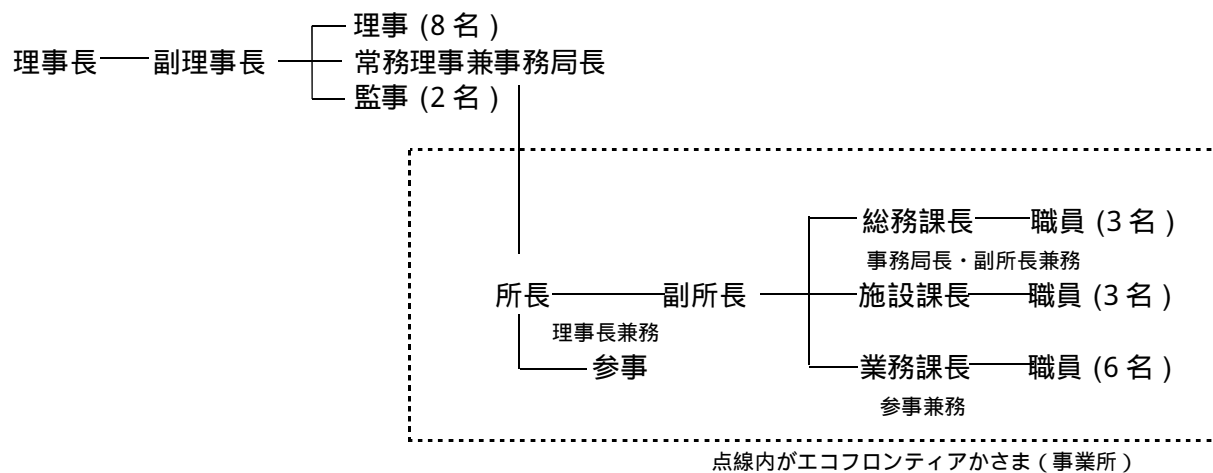
III 財団法人 茨城県環境保全事業団

1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要(平成 24年 4月 1日現在)

所在地	茨城県笠間市福田 165番 1
設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18年法律第 50号)第 38条の規定による改正前の民法第 34条
設立目的	廃棄物の適正処理を促進するために、廃棄物の最終処分場の安定的確保を図るとともに、廃棄物による環境汚染の防止対策等の支援を行い、もって本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の処理に関する事業 ・ 一般廃棄物の処理に関する事業 ・ 最終処分場周辺地域の公共施設等の整備の支援に関する事業 ・ 最終処分場周辺地域の環境監視の支援に関する事業 ・ 産業廃棄物による環境汚染防止対策等の支援に関する事業 ・ 産業廃棄物の有効利用の促進に関する事業 ・ 産業廃棄物の適正処理の促進に関する事業 ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
所管部課	生活環境部 廃棄物対策課
出資状況	茨城県 768,274千円(100%)
設立年月日 沿革	<p>平成 5年 2月 17日 (財)茨城県産業廃棄物対策基金の設立</p> <p>平成 12年 7月 26日 変更認可(改称ほか)</p> <p>改正廃棄物処理法により、県の事務に市町村の委託による一般廃棄物処理及び施設建設が加えられたこと、さらには国の「廃棄物処理センター」指定が受けられる財団法人として寄付行為を変更した。</p> <p>平成 13年 12月 17日 廃棄物処理センターの指定</p>
公益認定・認可 手続きの状況	平成 24年 3月理事会で一般財団法人として申請する旨の方針を決定したが、その後さらに公益財団法人か一般財団法人かの検討が必要となった。往査した平成 24年 11月時点でも検討中であったが、平成 24年度未までにはいずれかに決定し申請する予定とのことである。
組織機構	次葉参照

組織機構（平成 24年 6月 1日現在）



(2) 出資団体の本部等の写真



(3) 出資団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 22年度	平成 22年度	平成 23年度
正味財産増減計算書	一般正味財産増加額	2,630,394	3,095,306	4,758,119
	經常収益	2,600,394	3,048,306	4,658,119
	基本財産運用益	2,360	1,565	615
	事業収入	2,597,604	3,043,062	4,656,021
	受取補助金等	0	0	0
	その他収益	430	3,679	1,483
	經常外収益	30,000	47,000	100,000
	一般正味財産減少額	2,781,809	2,986,893	3,940,133
	經常費用	2,781,809	2,986,893	3,940,133
	事業費	1,482,352	1,639,605	2,501,533
	管理費	1,299,457	1,347,288	1,438,600
	(うち役員人件費)	11,407	10,209	14,650
	(うち職員人件費)	91,457	96,392	94,064
	經常外費用	0	0	0
一般正味財産増減額	151,415	108,413	817,986	
指定正味財産増加額	0	0	0	
指定正味財産減少額	0	0	0	
指定正味財産増減額	0	0	0	
正味財産期末残高	3,714,228	3,054,367	4,640,628	
資産・負債・純資産	資産	19,425,323	18,414,614	19,257,549
	流動資産	660,049	887,095	1,867,753
	固定資産	18,765,274	17,527,519	17,389,796
	負債	15,711,095	14,591,973	14,616,921
	流動負債	4,284,628	5,205,009	1,310,818
	(うち短期借入金)	4,000,000	4,854,479	0
	固定負債	11,426,467	9,386,964	13,306,103
(うち長期借入金)	11,086,817	9,054,479	4,534,479	
正味財産合計	3,714,228	3,822,641	4,640,628	
出資金(出損金)	768,274	768,274	768,274	
剰余金(繰入金を含む)	2,945,953	3,054,367	3,872,353	
県財政関与状況	補助金	0	0	0
	委託料	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	0	0	0
	再委託費	0	0	0
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高	15,086,817	9,054,479	0
	借入金残高	0	0	4,534,479
計	15,086,817	9,054,479	4,534,479	

(4) 出資団体の主な経営指標の推移

経営指標	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
財政支出依存度 ・ 県財政支出計 ÷ (事業収入 + 受取補助金等)	-	-	-
経常収支比率 ・ 経常収益 ÷ 経常費用	93.5%	102.1%	118.2%
管理費率 ・ 管理費 ÷ 経常収益	50.0%	44.2%	30.9%
人件費比率 ・ (役員人件費 + 職員人件費) ÷ 経常収益	4.0%	3.9%	2.3%
再委託比率 ・ 再委託費 ÷ 県財政支出計	-	-	-
一人当たり事業収入 ・ 事業収入 ÷ (役員数 + 職員数)	89,573 千円	112,706 千円	150,194 千円
自己資本利益率 ・ 一般正味財産増減額 ÷ 正味財産	4.1%	2.8%	17.6%
総資産回転率 ・ 経常収益 ÷ 資産	13.4%	16.6%	24.2%
流動比率 ・ 流動資産 ÷ 流動負債	15.4%	17.0%	142.5%
自己資本比率 ・ 正味財産 ÷ 資産	19.1%	20.8%	24.1%
借入金比率 ・ (短期借入金 + 長期借入金) ÷ (負債 + 正味財産合計)	77.7%	75.9%	23.5%
理事等一人当たり退任慰労金 ・ 理事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
監事等一人当たり退任慰労金 ・ 監事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
職員一人当たり退職金 ・ 職員支給退職金 ÷ 支給人数	-	-	-
理事会等理事出席率 () ・ (理事会等出席理事) ÷ (参加可能理事数)	45.8%	66.7%	54.5%
理事会等監事出席率 () ・ (理事会等出席監事) ÷ (参加可能監事数)	75.0%	50.0%	100.0%
評議員会評議員出席率 () ・ (評議員会等出席評議員) ÷ (参加可能評議員数)	44.4%	55.6%	44.4%

()出席率は本人出席率である。代理人出席、委任状による出席及び書面持ち回り会議を含まない。

(5) 出資団体の役職員数等の推移及びその給与・退職金の状況 県派遣職員の状況等

	平成 21年度				平成 22年度				平成 23年度				
	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	
役員	常勤理事	1	0	1	2	1	0	1	2	0	1	1	2
	非常勤理事	8	1	0	9	8	1	0	9	8	1	0	9
	理事 計	9	1	1	11	9	1	1	11	8	2	1	11
	常勤監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤監事	0	1	1	2	0	1	1	2	0	1	1	2
	監事 計	0	1	1	2	0	1	1	2	0	1	1	2
	計	9	2	2	13	9	2	2	13	8	3	2	13
	有給理事平均報酬	5,851千円				5,881千円				6,380千円			
	有給監事平均報酬	0				0				0			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
理事退任慰労金合計(年額)	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
監事退任慰労金合計(年額)	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
職員	管理職	0	2	1	3	0	2	1	3	0	2	1	3
	一般職	1	4	0	5	1	4	0	5	5	3	0	8
	嘱託・臨時職員等	4	0	4	8	2	0	4	6	3	0	4	7
	計	5	6	5	16	3	6	5	14	8	5	5	18
	職員平均報酬(年額)	6,356千円				6,108千円				5,995千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
職員退職金支給額合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	

専属 下記の派遣またはOBを除く出資団体専属の職員
 派遣 県の現役職員で出資団体に派遣されている者
 OB 県を退職した元職員で出資団体に再就職した者

2 出資団体との契約等

(1) 出資団体に対する補助金

出資団体は平成 23年度において 県から補助金の交付を受けていない。

(2) 出資団体に対する委託料

出資団体は平成 23年度において 県から委託料を受け取っていない。

(3) 出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

出資団体は平成 23年度において 県の公の施設の指定管理者に選定されていない。

(4) 出資団体に対する貸付金（平成 24年 3月 31日現在）

貸付金 4,534,479千円

貸付期間 24年

貸付利率 0.04%(5年据置,以後見直し)

償還方法 満期一括償還(ただし,売上高によっては繰上償還が可能)

その他 元本償還はレベニュー信託の優先受益権に対して劣後

(5) 出資団体に対する債務保証又は損失補償（平成 24年 3月 31日現在）

平成 22年度末現在で 9,054,479千円あった金融機関からの損失補償付借入金は,出資団体がレベニュー信託による資金調達で金融機関に全額返済したことから,平成 23年度において解消した。

3 指摘又は意見

(1) レベニュー信託

出資団体は平成 17年 8月に廃棄物処理施設「エコフロンティアかさま」を開業した。施設の建設資金 246億円のうち、182億円については金融機関からの融資を受け、当初は 10年間で返済する計画であった。しかし開業前に想定した売上高には届かず、毎年度元利合計で約 20億円となる金融機関への返済を行うと資金不足となる状況が開業当初の平成 17年度より続いていた。この資金不足については、県が単年度貸付で穴埋めする状況が常態化し、県からの貸付金は平成 22年度当初予算では 55億円に達していた。この資金不足を解消するため、出資団体は平成 23年 6月、レベニュー信託的なスキームにより投資家から 100億円を調達（以下「レベニュー信託」という。）、平成 22年度末時点で約 90億円あった金融機関からの借入金を全額返済した。

レベニュー信託は、従前の借入金の残存期間が 4年であったのに対し、償還期間が原則 24年以内となり、出資団体にとっては借り換え（リスケジュール）により 20年間返済を繰り延べしたのと同じ効果があった。ただし、レベニュー信託には出資団体の売上高に応じた繰上償還が認められており、平成 23年度は東日本大震災によって生じたがれき類の処分等により売上高が大きく増加したため 12億円を繰上償還している。

また県にとっても、金融機関に対する損失補償額を 90億円減少させるとともに短期貸付金 55億円を回収する効果があった。

一方でレベニュー信託の調達金利は 2.5%であり、償還期間が異なるため単純比較はできないが、1%台前半（日本政策投資銀行による無利子貸付を除くと 1%台後半）であった従前の金融機関からの借入金の調達金利と比較すると割高となっている可能性がある。

レベニュー信託の償還に劣後する県からの貸付金 45億円の金利が 0.04%と低利であることを鑑みれば、超長期の資金調達を行ったことに満足することなく、計画的かつ健全な経営の実践により繰上償還を効果的に利用することが県の財政に寄与することになるものと考えられる。

またレベニュー信託に係る信託契約では、出資団体の経営が大幅に悪化し減速償還累積上限超過事由（ ）が生じた場合には、第三者が策定した事業改善計画に従う努力義務が出資団体に課せられるが、当該第三者の選任には投資家が関与することが可能とされている。

加えて、信託契約に付随する信託事務委任契約に定められた条項に従い債権回収業者（サービス A）として厳格に債権回収を行う義務が出資団体には課せられている。

() 減速償還累積上限額超過事由

契約書で定められた減速償還事由又は信託対象債権の発生不足が生じたことにより、信託契約に従って予定優先元本償還額が減額された金額の累計額が 10億円を上回ったこと。

【意見】

レベニュー信託を発行するという事は、出資団体にとって厳しい目を持つ利害関係者ができたことになる。現在までの県そのもののような経営環境とは全く違った環境になったのであるから、情報公開、経営計画、廃棄物処理情報、財務情報、内部管理体制、経営諸規則の整備等についてより高いレベルが求められ、整備を図る必要ができたことになることに十分注意をするべきである。

5. レベニュー信託 ①

レベニュー信託の基本的考え方

- ・エコフロンティアかさまの廃棄物処理事業は、長期的には堅実かつ安定的。
- ・これまでの県による全面的な信用補完(損失補償)に頼らない独自の資金調達の実施。



- ・将来にわたり取得する委託料支払請求権等(売上)※を信託。
- ・そのうち優先受益権を譲渡し、資金を調達。

※ 廃棄物処理委託料、金属くず・電力等売買代金



- ◆ 優先受益権の格付 : A1※ (ムーディーズ・ジャパン株式会社)
- ◆ 調達額 : 100億円
- ◆ 償還期間 : 24年(予定)
- ◆ 予定配当率(調達金利) : 2.51%(固定)
- ◆ 受託者 : 新生信託銀行株式会社
- ◆ アレンジャー : ゴールドマン・サックス証券株式会社

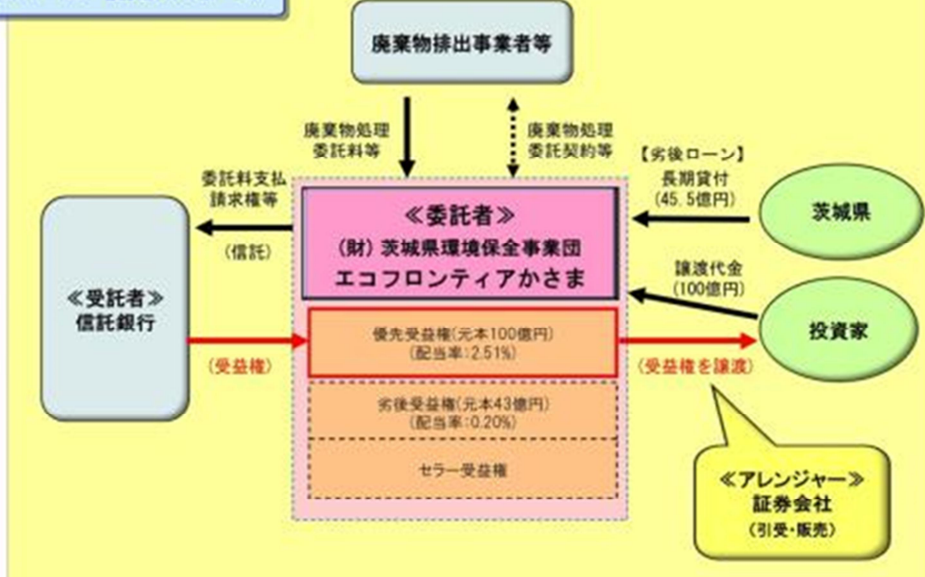
※ H23.8.25 A2に見直し (日本国債の格付け(Aa2→Aa3)見直しに伴うもの)

茨城県エコフロンティアかさまレベニュー信託について

16

5. レベニュー信託 ②

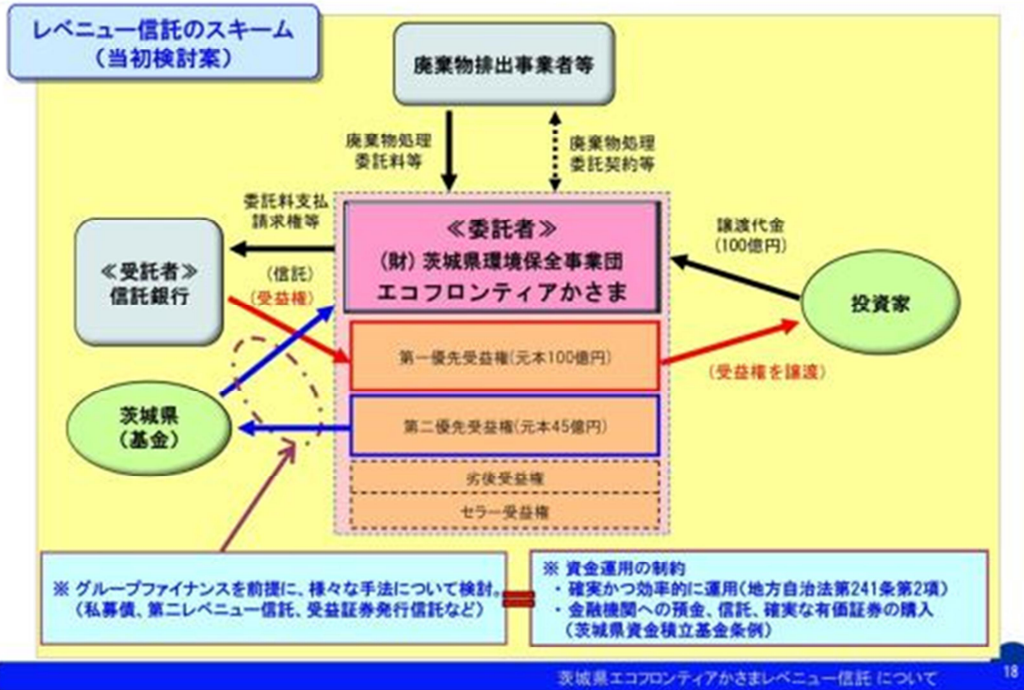
レベニュー信託のスキーム



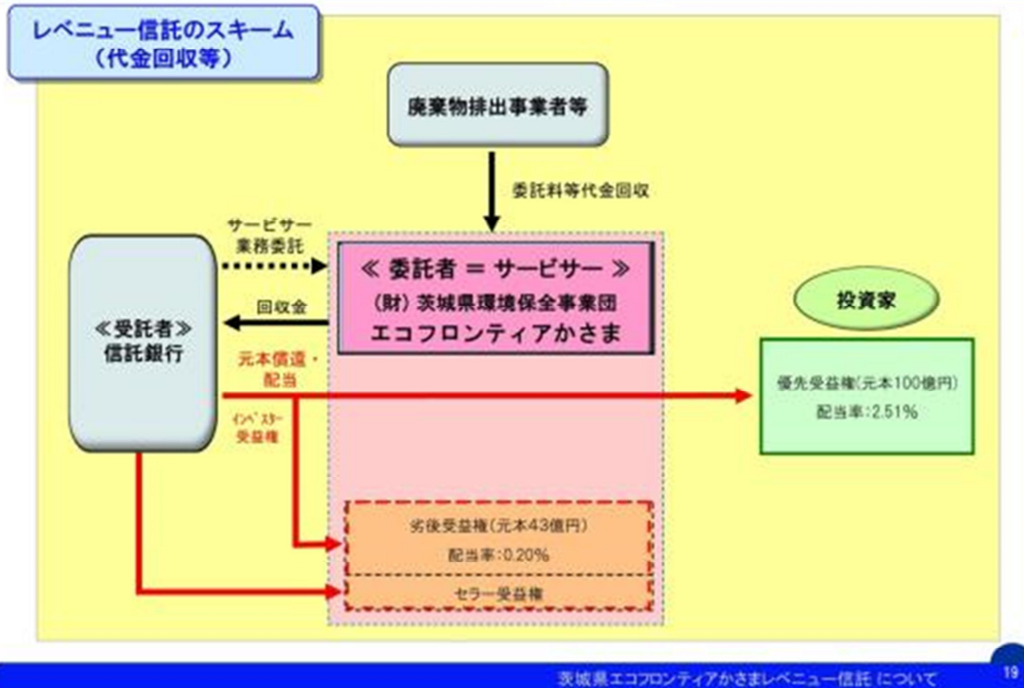
茨城県エコフロンティアかさまレベニュー信託について

17

5. レベニュー信託 ③



5. レベニュー信託 ④



5. レベニュー信託 ⑤

優先受益権

信託対象債権(売上)の回収金から、元本償還および収益配当について、劣後受益権に優先して支払を受けることができる権利。

劣後受益権

信託対象債権(売上)の回収金から、元本償還および収益配当の支払を受けることができる権利が、優先受益権に劣後するもの。(事業団が保有)

セラー受益権

優先受益権、劣後受益権に割り当てられた債権以外のすべての債権に係る回収金を受け取ることができる権利。(事業団が保有)

信託期間

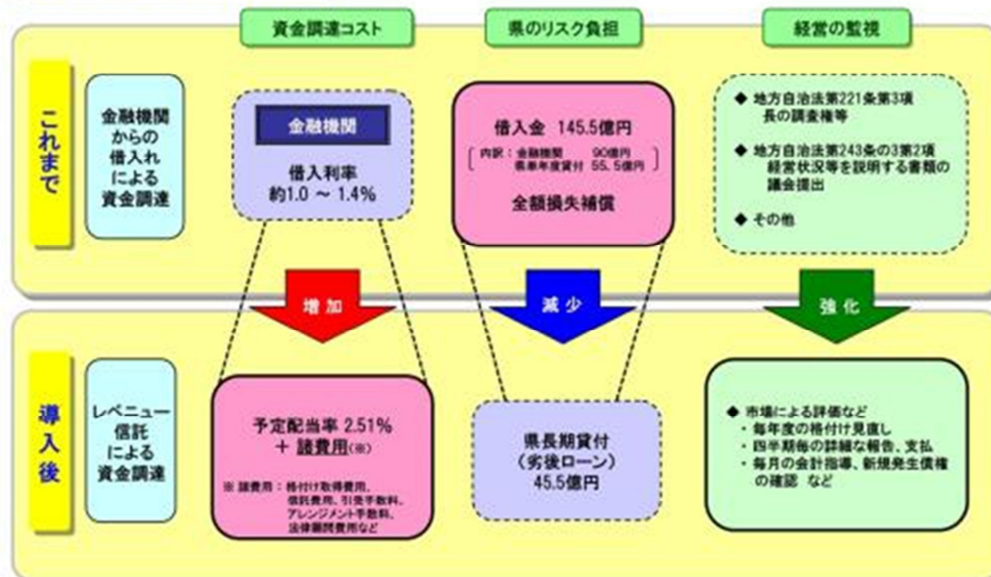
平成23年7月1日～平成57年6月30日 (34年間)

償還期間

コントロールド・アモチゼーション
 優先受益権元本総額(100億円) / 予定優先元本償還額(4.16億円/年) = 24年間 毎年売上 22億円
 ただし、追加償還事由が生じた場合…償還期間の短縮 → 毎年売上約27億円の場合 → 約13年間
 減速償還事由が生じた場合…償還期間の延長 → 最大34年間

5. レベニュー信託 ⑥

レベニュー信託の効果



(2) 中長期経営計画の策定

【指摘】

現在策定中とのことだが、レベニュー信託による資金調達を行ったのであるから、上記(1)にも記載のとおり、県だけが相手ではなくなり、他の利害関係者が発生したのであるから、早急に将来の財務予算まで含んだ中長期経営計画を作成する必要がある。

(3) コンプライアンス規程等

【指摘】

コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていない。
コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。

(4) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項

【指摘】

所管課は出資団体に対し監事の行う監査結果及び講じた措置状況を報告させる必要がある(出資法人等指導監督基準第9エ)とされ、同時に、出資団体の監事は、少なくとも半年に1回以上内部監査を実施し、必要な措置を講じなければならない(出資法人等指導実施要領第12)とされていることから、所管課は少なくとも年2回の監事監査結果報告を求める必要があるが、年度末の監査報告のみしか報告を受けていない。

所管課は出資法人等指導監督基準及び同実施要領に基づき少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。

(5) 理事会の構成の見直し

【意見】

1(4)出資団体の主な経営指標の推移に記載したとおり、出資団体における理事会等理事本人出席率は十分に高いとは言えない状況にある。これは出資団体の非常勤理事には地方公共団体の首長や業界関連団体の会長などが多数選任されており、非常勤理事の代理人出席や委任状の提出による出席が多かったためである。

出資団体は現状では特例民法法人であるため代理人出席等が認められているが、公益財団法人又は一般財団法人に移行した後は原則として本人出席が必要となることから、十分な定足数を確保できるよう理事会の構成を見直す必要がある。

(6) エコフロンティアかさまの廃棄物処理に関するデータ収集

【指摘】

エコフロンティアかさまが廃棄物処理において県内でどれだけのシェアをもつのか、エコフロンティアかさまの廃棄物の受け入れはどのようなものをどの市町村や他県から受け入れているのかといった廃棄物のトレーサビリティ等の統計はされていない。事業に直接は関係しないと考えているようだが、出資団体の存在意義、廃棄物処理における機能を説明するためには当該データの集積が必要であるし、廃棄物処理年報として実績データを集計すれば、茨城県が経営する管理型最終処分場の実態的データが得られることになり、今後の廃棄物処理行政にも重要であるので、廃棄物処理年報等の分析資料を作成するべきである。

現状のエコフロンティアかさま情報管理システムにおいては搬入物の受付画面では排出事業者、排出事業所、廃棄物種類、正味重量等のデータが入力されているものの、システムからの帳票をみると、搬入量になってしまうので、上記のデータは出てこない。

(7) 諸規程類の整備

【指摘】

理事会、評議員会に関する規程、職務分掌に関する規程が作成されていない。

(8) レベニュー信託の初期費用

【指摘】

レベニュー信託の発行に際しては、証券会社に対する手数料等の初期費用が3億円発生している。この3億円については、支出した平成23年度において一括費用処理しているが、収入との期間対応を考慮するとレベニュー信託の償還期間で按分計算を行い費用化すべきものであったと考える。

(9) 債権管理

【指摘】

出資団体はA社に対して42,506千円の債権を有しており、平成22年度においてその全額に対して貸倒引当金を設定している。しかし、A社は平成23年10月に破産手続が終了しており、破産債権に対する配当は行われなかった。破産法には破産債権に対する配当がない場合であっても当該債権を法律的に消滅させる規定がないため、当該債権は依然として存在している状態ではあるが、実質的には回収が不可能であることは明らかであり、破産手続が終了した平成23年度において貸倒損失として処理すべきであったと考えられる。

【指摘】

出資団体はB社に対する7,879千円の債権についても、A社と同様に平成22年度においてその全額に対して貸倒引当金を設定している。B社は破産法等に基づく倒産処理を行っていないが、B社の本社は第三者に占有され、B社の代表者は行方不明になっているとのことである。このような状況下にあるB社に対する債権についても、実質的には回収不能であり、遅滞なく貸倒損失として処理すべきと考えられる。

【指摘】

このように多額の実質的に回収不能な債権が発生した原因としては、次のことが考えられる。

- ・廃棄物処理施設においては料金を現金決済する機会が多いところ、出資団体は一切の現金取引を行わず信用取引（末日締め翌月請求翌々月末払）が行われていること。
- ・信用取引を行っているにもかかわらず、売上高が想定を下回っていたため、売上高の確保を重視し積極的な営業活動が行われ与信管理がおろそかであったこと。なお、出資団体には与信管理規程は整備されていない。
- ・滞留が発生した取引先からの搬入を速やかに停止する等の債権管理が行われていなかったこと。なお、出資団体には債権管理規程も整備されていない。

レベニュー信託を導入したことで出資団体の取引先に対する売上債権は、レベニュー信託を償還する原資とされている。出資団体は原債権者（オリジネーター）兼債権回収業者（サービサー）として、これまで以上に確実かつ迅速に債権回収を行うことが求められている。滞留債権の発生はレベニュー信託の償還にも支障をきたす事態につながることを認識し、与信管理体制（入口）と債権管理体制（出口）を整備強化する必要がある。

(10) 最終処分場の減価償却方法

【意見】

出資団体は最終処分場(構築物)の償却方法について、所轄税務署長の承認を受けて生産高比例法に準じた方法を採用している。具体的な計算方法は、次のとおりである。

$$\left(\text{取得価額 } 100 \text{ 億円} - \text{取得価額} \times 10\% \right) \times \frac{\text{当該事業年度の埋立量 (立米)}}{\text{埋立可能量 (240万立米)}}$$

上記算式で取得価額の 10%が控除されているのは、承認を受けた平成 17年度時点の法人税法では生産高比例法による場合であっても取得価額の 10%は残存価額として償却できない規定となっていたため、これについても準用したものと考えられる。

しかしこの方法によった場合、240万立米の埋立が完了した事業年度において取得価額の 10%、すなわち 10億円が減価償却されないまま帳簿価額として残ってしまうことになる。そして、この 10億円は当該事業年度に固定資産除却損として損失計上されることになるが、本来これは実際に埋立していた事業年度の減価償却費として計上すべき金額である。

このため、決算書に計上する減価償却費は取得価額の 10%を控除しない次の算式によって計算すべきである。なお、法人税法上の償却計算は上記の承認を受けた方法によらざるを得ないと考えられることから、法人税の申告書上で二つの方法による差額の調整計算を行うこととなる。

$$\text{取得価額 } 100 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該事業年度の埋立量 (立米)}}{\text{埋立可能量 (240万立米)}}$$

(11) 理事長と所長の兼務

【意見】

出資団体の理事長は、出資団体が運営する廃棄物処理施設「エコフロンティアかさま」の所長を兼務している。

出資団体の経営責任者であり大局的な見地に立って様々な重要事項を判断する立場にある理事長が、現場事業所の責任者である所長として業務に携わっている組織体制の在り方については問題があるものとする。この事実は、県が出資団体の経営を実質的に支配しており、理事長はあくまでも現場事業所の責任者に過ぎないことを示しているとも言える。

また、職制上も所長は常務理事兼事務局長の指揮下に位置付けられており、指揮命令系統にも矛盾が生じている。

このような組織体制のままでは出資団体の自立化は困難であり、理事長と所長の兼務は早急に解消すべきと考える。

(1 2) リース資産台帳の未整備

【指摘】

出資団体はファイナンス・リース取引により重機 1 台を、オペレーティング・リース取引によりパソコン、車両及びコピー機を調達しているが、リース資産台帳は作成されていなかった。また、定期的な実地調査も行われていなかった。

所有権はないもののリース資産も出資団体の事業に供している重要な資産であり、固定資産と同様に台帳を整備し、定期的な実地調査を行って適切に管理する必要がある。

(1 3) 固定資産の実地調査方法

【指摘】

出資団体は毎年度末に固定資産を実地調査し、減価償却資産実地調査確認表を作成している。

しかしこの減価償却資産実地調査確認表は、その名称が示すとおり減価償却台帳を基に作成されたものであり、下水道受益者負担金や開業費等の実態がない資産が含まれている。

固定資産の実地調査は、出資団体が物理的に管理対象とする単位で資産の実在性を確認する手続きであり、必ずしも減価償却台帳に登録されている資産の単位での確認を行う訳ではない。

減価償却台帳は減価償却費を算出するための台帳であるため、これとは別に物理的なモノを管理するための固定資産台帳を整備し、実地調査は固定資産台帳に基づいて行うべきである。

また、減価償却資産実地調査確認表には場所、部門、担当者の記載欄があり、それぞれ共通場所、共通部門、共通担当と記載されているのみであったが、同様の理由により、場所、部門、担当者等の記載欄はできるだけ詳細に記載すべきである。

(1 4) 入札参加業者の拡大策

【意見】

出資団体は、溶融処理施設の運転管理を C 社、最終処分場の維持管理を D 社、浸出水処理施設の運転管理を E 社にそれぞれ委託している。

このうち溶融処理施設については、「最新鋭の施設であり設備が高度化・複雑化すると共に、各プラントメーカーの特色が随所に活かされており、建設メーカーに直結した運転管理会社に委託することが安全・円滑・適正な運転が期待できる」との判断から随意契約としている。

最終処分場及び浸出処理施設については一般競争入札が行われているが、落札者以外で応札しているのは溶融処理施設の運転管理を委託している C 社のみである。

現在、入札の案内は出資団体のホームページと管理棟の掲示板に掲示しているのみとのことであり、例えば県庁や笠間市の掲示板にも掲示する等、入札参加者の増加を図りもって委託料減額の機会を拡大する方策を検討すべきである。

(15) 業務委託費の積算方法

【意見】

出資団体は情報管理システム保守管理業務をF社に委託しており、技師1名が出資団体に常駐している。委託料には、間接費として諸経費及び技術経費が含まれているが、この計算は人件費を基に算出している。例えば、常駐している技師の人件費6,445千円、諸経費4,511千円(=人件費×70%)、技術経費1,643千円(=(人件費+諸経費)×15%)という計算である。

しかし、この間接費で手当てされている費用は主として通勤手当、被服費及びパソコン等の消耗備品費とのことであり、人件費の70等の積算は過大であると考えられる。

このため間接費については、料率を見直すか、あるいは実費精算することが適当と考える。

(16) 勘定科目内訳書の未整備

【指摘】

出資団体は年度末現在の財産目録に係る勘定科目内訳書(科目明細書)を作成していなかった。

その他の資料から内容が判明した科目もあったが、未払金及び受入保証金については往査期間中に取引先ごとの残高を把握することができなかった。

遅くとも決算書を承認するまでに勘定科目内訳書(科目明細書)を作成すべきである。

(17) 決裁書

【意見】

財団法人茨城県環境保全事業団事務決裁規程があるが、決裁書に一連番号についての規定がないため、一連番号がついていないが、一連番号をつけて、その順番でファイルすると管理がしやすいので付番することが望ましい。

4 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

出資団体は過年度において包括外部監査の対象となっていない。

IV 財団法人 茨城県看護教育財団

1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要 (平成 24年 4月 1日現在)

所在地	水戸市笠原町 978番 6
設立根拠	旧民法第 34条
設立目的	地域医療のために必要な看護職員の養成確保と資質の向上を図り、もって地域住民の医療水準の向上に寄与すること。
事業内容	茨城県結城看護専門学校を設置運営 県西地域において従業する看護職員に対する研修の実施
所管部課	保健福祉部医療対策課
出資状況	茨城県 750,000千円 結城市 230,000千円 筑西広域市町村圏事務組合 20,000千円 計 1,000,000千円
設立年月日 沿革	平成 3年 6月 11日 財団法人茨城県看護教育財団設立 平成 4年 12月 15日 看護婦養成所の指定 (厚生大臣) 平成 5年 3月 1日 茨城県結城看護専門学校の設置認可 (茨城県知事) 平成 5年 4月 1日 茨城県結城看護専門学校開校 : 平成 24年 3月 2日 茨城県結城看護専門学校第 1回生卒業
公益認定・認可 手続きの状況	平成 24年 9月 2日に移行認定申請
組織機構	
<pre> graph TD LD[理事長 (結城市長)] --- PL[副理事長 (1名)] LD --- RI[理事 (7名)] LD --- PI[評議員 (9名)] LD --- SJ[事務局] SJ --- SJL[事務局長] SJ --- SJLC[事務局次長] SJ --- SJY[事務局員 (2名)] SJL --- SC[学校] SC --- SCPL[校長] SC --- SCPLD[教頭] SCPLD --- SCPLD1[教務主任] SCPLD --- SCPLD2[事務長] SCPLD1 --- SCPLD1_1[専任教員 (7名)] SCPLD1 --- SCPLD1_2[嘱託教員 (1名)] SCPLD2 --- SCPLD2_1[係員 (1名)] </pre>	

(2) 出資団体の本部等の写真

結城看護専門学校全景



(3) 出資団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 22年度	平成 22年度	平成 23年度
正味財産増減計算書	一般正味財産増加額	113,508	107,160	101,639
	經常収益	113,508	107,160	101,639
	基本財産運用益	17,000	17,000	17,000
	事業収入	57,963	61,293	65,453
	受取補助金等	37,971	27,823	18,502
	その他収益	574	1,044	684
	經常外収益	0	0	0
	一般正味財産減少額	142,621	130,646	107,107
	經常費用	142,621	130,646	107,107
	事業費	142,191	130,194	101,503
	管理費	430	452	5,604
	(うち役員人件費)	252	60	324
	(うち職員人件費)	86,031	60,530	46,459
	經常外費用	0	0	0
	一般正味財産増減額	29,113	23,486	5,468
指定正味財産増加額	0	0	0	
指定正味財産減少額	0	0	0	
指定正味財産増減額	0	0	0	
正味財産期末残高	1,832,172	1,808,686	1,803,218	
資産・負債・純資産	資産	1,833,243	1,822,417	1,809,099
	流動資産	63,986	79,238	82,568
	固定資産	1,769,257	1,743,179	1,726,531
	負債	1,071	13,731	5,881
	流動負債	1,071	13,731	881
	(うち短期借入金)	0	0	0
	固定負債	0	0	5,000
(うち長期借入金)	0	0	0	
正味財産合計	1,832,172	1,808,686	1,803,218	
出資額	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
剰余金(繰入金を含む)	832,172	808,686	803,218	
県財政関与状況	補助金	32,745	25,237	18,502
	委託料	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	32,745	25,237	18,502
	再委託費	0	0	0
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高	0	0	0
	借入金残高	0	0	0
	計	0	0	0

(4) 出資団体の主な経営指標の推移

経営指標	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
財政支出依存度 ・ 県財政支出計 ÷ 経常収益	56.5%	41.2%	28.3%
経常収支比率 ・ 経常収益 ÷ 経常費用	79.6%	82.0%	94.9%
管理費率 ・ 管理費 ÷ 経常収益	0.7%	0.7%	8.6%
人件費比率 ・ (役員人件費 + 職員人件費) ÷ 経常収益	148.9%	98.9%	71.5%
再委託比率 ・ 再委託費 ÷ 県財政支出計	0.0%	0.0%	0.0%
一人当たり事業収入 ・ 事業収入 ÷ (役員数 + 職員数)	2,319 千円	2,452 千円	2,618 千円
自己資本利益率 ・ 一般正味財産増減額 ÷ 正味財産	-1.6%	-1.3%	-0.3%
総資産回転率 ・ 経常収益 ÷ 資産	6.2%	5.9%	5.6%
流動比率 ・ 流動資産 ÷ 流動負債	5974.4%	577.1%	9372.1%
自己資本比率 ・ 正味財産 ÷ 資産	99.9%	99.2%	99.7%
借入金比率 ・ (短期借入金 + 長期借入金) ÷ (負債 + 正味財産合計)	-	-	-
理事等一人当たり退任慰労金 ・ 理事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
監事等一人当たり退任慰労金 ・ 監事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
職員一人当たり退職金 ・ 職員支給退職金 ÷ 支給人数	-	-	-
理事会等理事出席率 () ・ (理事会等出席理事) ÷ (参加可能理事数)	45.0%	40.0%	66.7%
理事会等監事出席率 () ・ (理事会等出席監事) ÷ (参加可能監事数)	25.0%	0.0%	25.0%
評議員会評議員出席率 () ・ (評議員会等出席評議員) ÷ (参加可能評議員数)	68.2%	63.6%	66.7%

()出席率は本人出席率である。代理人出席，委任状による出席及び書面持ち回り会議を含まない。

(5) 出資団体の役職員数及びその給与・退職金の状況、県職員派遣の状況等

	平成 22年度				平成 23年度				平成 24年度				
	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	
役員	常勤理事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非常勤理事	9	1	0	10	9	1	0	10	7	1	1	
	理事 計	9	1	0	10	9	1	0	10	7	1	1	
	常勤監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非常勤監事	1	1	0	2	1	1	0	2	1	1	0	
	監事 計	1	1	0	2	1	1	0	2	1	1	0	
	計	10	2	0	12	10	2	0	12	8	2	1	
	有給理事平均報酬(年額)	12千円				5千円				14千円			
	有給監事平均報酬(年額)	0				6千円				6千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
理事退任慰労金合計	0	0			0	0			0	0			
監事退任慰労金合計	0	0			0	0			0	0			
職員	管理職	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	
	一般職	4	4	0	8	5	3	0	8	6	3	0	
	嘱託・臨時職員等	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	
	計	7	5	1	13	8	4	1	13	9	4	1	
	職員平均報酬(年額)	6,618千円				4,656千円				3,319千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
職員退職金支給額合計	0	0			0	0			0	0			

専属 下記の派遣またはOBを除く出資団体専属の職員
 派遣 県の現役職員で出資団体に派遣されている者
 OB 県を退職した元職員で出資団体に再就職した者

2 出資団体との契約等

(1) 出資団体に対する補助金

出資団体は平成 23年度において 県から以下の補助金の交付を受けている。

県担当課	事業名	事業の概要	補助金
医療対策課	看護師養成所運営補助金事業費（国補）	看護学校運営に係る補助	18,502千円
計			18,502千円

(2) 出資団体に対する委託料

出資団体は平成 23年度において 県から委託料を受け取っていない。

(3) 出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

出資団体は平成 23年度において 県の公の施設の指定管理者に選定されていない。

(4) 出資団体に対する貸付金（平成 24年 3月 31日現在）

平成 23年度末において貸付金はない。

(5) 出資団体に対する債務保証又は損失補償（平成 24年 3月 31日現在）

平成 23年度末において債務保証及び損失補償はない。

3 指摘又は意見

(1) 財団の運営態勢

学校長は県職員退職者であり、理事を兼務して常勤である。他に常勤役員はいない。また、財団事務局は県所管課（医療対策課）内に設置されている。

【意見】

このような運営態勢では財団の自主性が発揮できるとは思えず、行政が財団を運営しているのと実質的に違いがないと思料する。また、学校長は必ずしも県職員退職者である必要はないと考える。

なお、県によれば事務局機能を平成 25年 4月から学校内に移して、指導監督する立場である所管課が事務局を兼ねていた事態を解消する予定である。

(2) 給与規程及び退職金規程

【指摘】

給与規程として「財団法人茨城県看護教育財団職員の給与及び旅費に関する規程」が整備されているが、県及び結城市からの派遣職員に関する取扱いや、他の団体からの派遣職員等について定めるため、改定が必要である。

また、現在まで退職金支給が発生していないが、県等からの派遣職員については退職金を支給しないとの規程のみなので、退職金規程も整備すべきである。

(3) 県準拠の給与体系

【意見】

出資団体職員の給与基準並びに昇格の基準等について県準拠である。全般的事項の【意見】に記載の通り、出資団体は職員の給与体系のあり方を検討すべきである。

(4) 基本財産

県、結城市及び筑西広域市町村圏事務組合からの出資である合計 10億円の基本財産は全額県債で運用されている。

【意見】

財団設立当時は年利 7%で運用できていたが、現在は年利 1.7%である。今日の低金利情勢ではかつてのような運用益が期待できない。

一方、財団の財務内容及び収支状況は良好であり、基本財産の一部を返還しても、資金的には問題はないと考えられ、資金の有効活用のために返還を検討すべきである。

(5) 中長期経営計画

財務数値を含めた中長期経営計画が策定されていない。

【指摘】

事業運営の指針となる中長期経営計画を策定すべきである。

(6) 理事会 評議員会の本人出席率

理事会における理事の本人出席率及び監事の本人出席率が低い。平成 21年度から 23年度の理事本人出席率は 40%～67%、監事本人出席率は 0%～29%である。また、評議員会における本人出席率も 64%～68%と低い。書面決議の事例もある。

【意見】

ガバナンスの点で問題があり、活発な議論を機動的に実施できる態勢を構築すべきである。

(7) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項について

【指摘】

所管課は出資団体に対し監事の行う監査結果及び講じた措置状況を報告させる必要がある(出資法人等指導監督基準第9エ)とされ、同時に、出資団体の監事は、少なくとも半年に1回以上内部監査を実施し、必要な措置を講じなければならない(出資法人等指導実施要領第12)とされていることから、所管課は少なくとも年2回の監事監査結果報告を求める必要があるが、年度末の監査報告のみしか報告を受けていない。

所管課は出資法人等指導監督基準及び同実施要領に基づき少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。

(8) 修繕引当金

平成 23年度決算においてに修繕引当金 5,000千円が計上されているが、引当金計上の要件を満たしておらず、計上金額を含めてその根拠が乏しい。

【指摘】

修繕引当金の取り崩しが必要である。

なお、平成 24年度において引当金を取り崩し補正されている。

(9) 現金管理

【指摘】

出資団体は小口現金を所持しない方針を採用しているものの、実際には現金の収受取引が発生しており残高が存在する。この場合、現金の管理が必要となるが、現金出納帳等の管理簿が整備されていない。そのため、現金残高と帳簿残との照合が行われておらず、財団法人茨城県看護教育財団会計規程「現金は、毎日その残高を現金出納帳と照合確認しなければならない」(第17条)に違反している。

また、財団所有の現金と、それ以外の現金の分別が実質的に行われていない。往査時に同じ金庫内に財団の所有でない以下の現金が存在していた。

文化祭実行委員会の所有	3,969円
所有者不明のコインケース内の現金	129円
所有者不明のその他の現金	474円

現金出納帳を整備して管理する必要がある。また、財団所有の現金とそれ以外の現金とを明確に分別すべきである。

(10) 金庫の管理

現金等を保管している金庫は、財団事務局が朝に解錠して夕方施錠する運用を行っている。

【指摘】

保管物の重要性を考慮すれば、常時施錠で必要に応じて解錠する態勢が望ましく、運用を見直す必要がある。

(11) 郵便切手等の管理

【指摘】

財団の郵便切手・葉書等出納帳を用いて管理している。往査時に、現物と出納帳を照合したところ不一致が発見された。具体的には、レターパック 350 について、現物は 10部存在したが出納帳の残高は「0」であった。理由は、11月 12日購入分について帳簿への記載漏れのためである。

取引については適時にかつ正確に帳簿に反映すべきである。

【指摘】

財団会計規程第 42条「郵便切手は、毎日その残高を郵便切手出納帳と照合確認しなければならない。」とあるが、実際には毎日照合は行われていない。

実行可能性も考慮して管理の方法を検討すべきである。

(1 2) 備品管理

出資団体によれば、約 2 年前に備品の現物調査を実施した。事務局が備品台帳を教員等に渡して調査させ、調査後に回収している。これに関して、以下の問題がある。

【指摘】

第 1 に、現物調査の方法等についてルールが整備されていない。ルールが存在しなければ調査担当者によって運用にバラツキが生じる可能性があるため、ルールを整備すべきである。第 2 に、教員等は物品使用者であるが、内部統制の観点からは、調査担当者は使用者と分離すべきである。

また、現物調査の結果、複数の現物と台帳との不一致が発見され、その原因として除却申請なしに現物処分されていたこと等が判明している。現物処分の前に除却申請書を提出させる運用を徹底させるべきである。

さらに、現物調査結果について報告書が作成されていない。現物調査の方法及び結果を取りまとめた報告書を作成して理事等に報告すべきである。

(1 3) 謝金に関する規程の整備

出資団体が専任教員以外の講師に対して支払う謝金の金額として 1 時間当たり 5,000 円が慣例となっている。

【指摘】

出資団体の規程が整備されていない。規定化する必要がある。

(1 4) 滞留債権

未収入金の一部が滞留債権となっている。内容は、既に卒業した学生の授業料、実習費及び施設費であり、23 年度末時点での滞留債権は 525,000 円である。いずれの債権についても少額ずつ回収中であり、貸倒引当金は計上されていない。

【指摘】

滞留の発生防止と既滞留分の早期回収に努め、必要に応じて貸倒引当金を計上する必要がある。

4 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

出資団体が過年度において包括外部監査の対象となった年度及びそのテーマは次のとおりである。

年度	テーマ
平成 16年度	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会及び財団法人茨城県看護教育財団について

過年度の包括外部監査の指摘に対して、下記の事項を除き現在までに措置されていない事項はない。

過去の包括外部監査における指摘事項の概要	公表されている措置等の内容	監査の結果
（固定資産管理台帳の整備及び現物確認） 固定資産台帳を整備するとともに、固定資産の現物管理を適正に行う必要がある。	固定資産台帳を整備し、備品の有無等を台帳と照合した。 また、定期的に備品の有無等を台帳と照合し、固定資産の現物管理を適正に行うこととした。	出資団体及び所管課は措置済みとの認識であったが、実際には備品管理について前述のとおり課題が残っており、措置が必要である。

V 社会福祉法人 茨城県社会福祉事業団

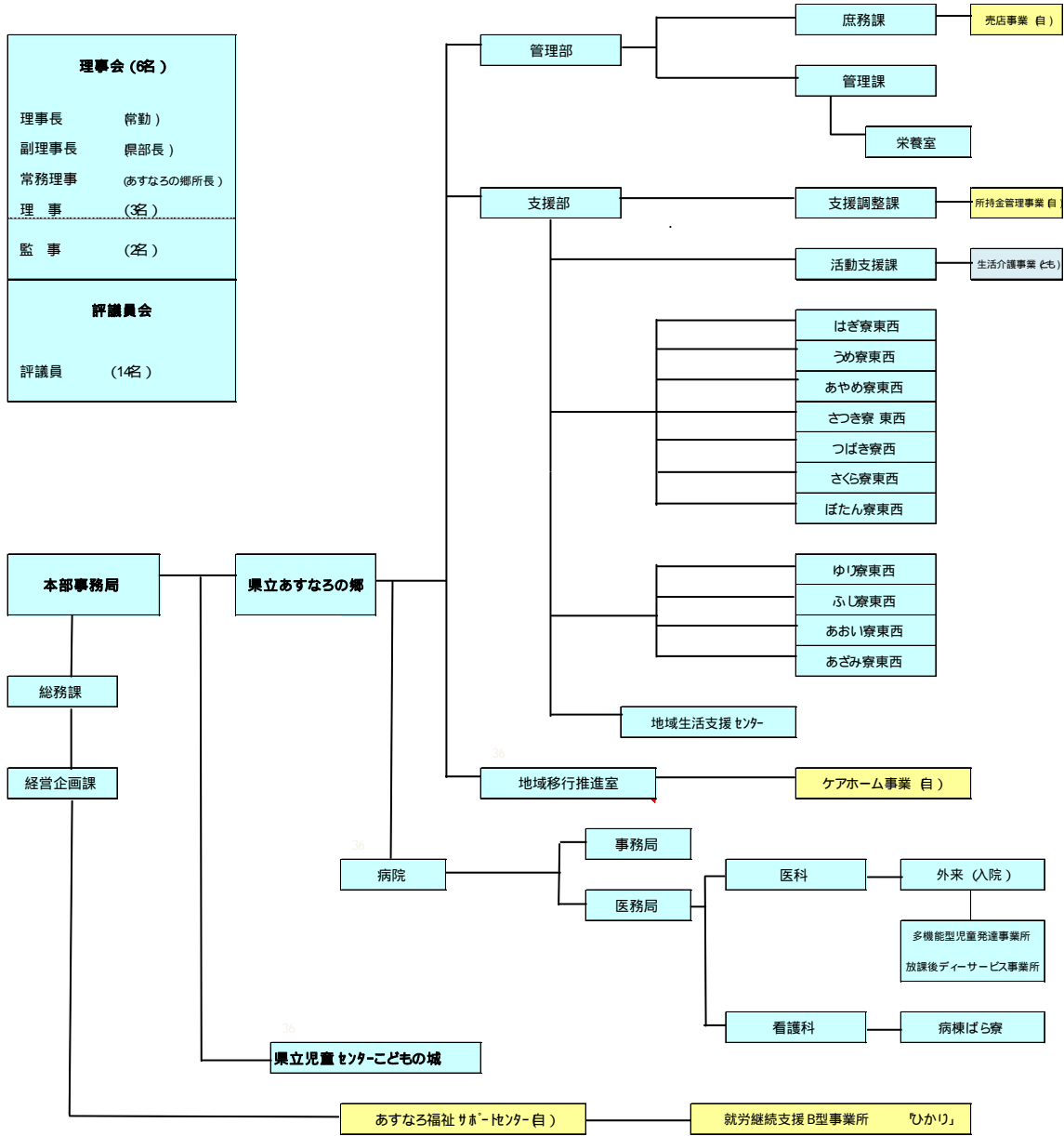
1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要

所在地	茨城県水戸市杉崎町 146番地
設立根拠	社会福祉法第 2 条に規定される社会福祉法人
設立目的	茨城県が設置する社会福祉施設の管理経営を行うとともに、自ら社会福祉施設を経営し、及びこれらの付帯事業を行うことにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業内容	<p>(第 1 種社会福祉事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設及び障害児入所施設「茨城県立あすなるの郷」の管理経営 <p>(第 2 種社会福祉事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童厚生施設「茨城県立児童センターこどもの城」の管理経営 ・ 障害福祉サービス事業 ・ 相談支援事業 ・ 障害児通所支援事業 ・ 社会福祉事業振興資金の貸付事業
所管部課	保健福祉部 障害福祉課 保健福祉部 子ども家庭課（「茨城県立児童センターこどもの城」に限る。）
出資状況	茨城県 10,000千円（100%）
設立年月日 沿革	<p>昭和 39年 10月 「財団法人茨城県福祉事業団」設立</p> <p>昭和 40年 3月 「県立老人いこいの家」完成。その後「福寿荘」と名称変更。</p> <p>昭和 4年 4月 「県立こどもの家」の運営を県より受託。</p> <p>昭和 45年 11月 「海のこどもの国」開館</p> <p>昭和 48年 4月 社会福祉法人化に伴い、「社会福祉法人茨城県文化福祉事業団」に変更。</p> <p>昭和 56年 4月 「茨城県立コロニーあすなる」の運営を県より受託。 海のこどもの国を「大洗水族館」に、県立こどもの家を「県立児童センターこどもの城」に名称変更。</p> <p>平成 1年 4月 名称を「社会福祉法人茨城県社会福祉事業団」に変更。 「茨城県立県民文化センター」及び「大洗水族館」の運営をいばらき文化振興財団に移管。</p> <p>平成 15年 4月 「茨城県立コロニーあすなる」と「茨城県立内原厚生園」を再編統合し、施設名称を「茨城県立あすなるの郷」に改称。</p> <p>平成 18年 4月 「茨城県立あすなるの郷」「茨城県立児童センターこどもの城」「茨城県総合福祉会館」の施設について、指定管理者として運営開始。 直営の事業として「あすなる福祉サポートセンター」開設</p>
組織機構	次葉参照

茨城県社会福祉事業団組織図

(平成24年4月1日現在)

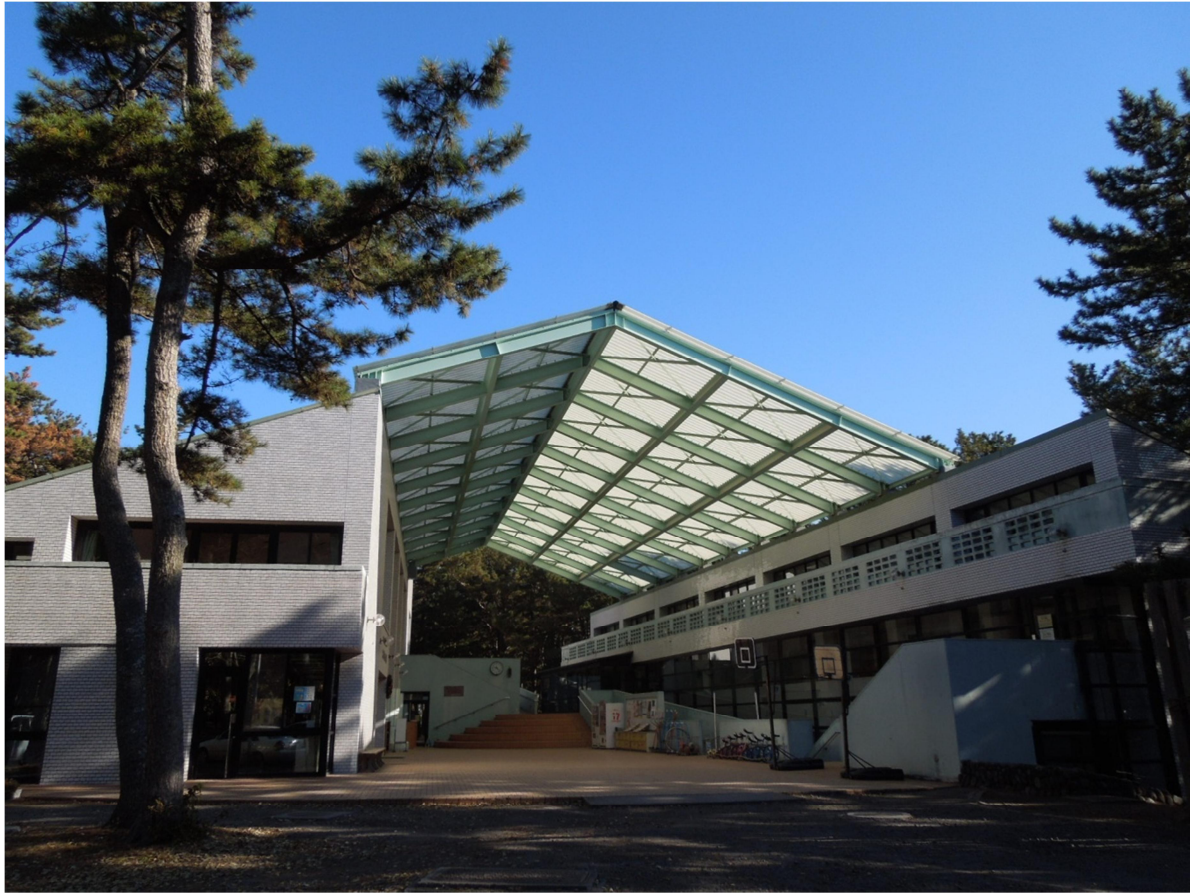


(2) 出資団体の本部等の写真

茨城県立あすなろの郷



茨城県立児童センターこどもの城



(3) 出資団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
正味財産増減計算書	一般正味財産増加額	3,929,914	3,839,676	3,348,060
	經常収益	3,929,914	3,839,676	3,348,060
	基本財産運用益	80	80	80
	事業収入	243,814	235,676	201,456
	受取補助金等	3,650,622	3,563,161	3,103,720
	その他収益	35,398	40,759	42,804
	經常外収益	0	0	0
	一般正味財産減少額	3,862,649	3,788,600	3,323,606
	經常費用	3,862,649	3,788,600	3,323,606
	事業費	605,540	469,649	422,401
	管理費	3,257,109	3,318,951	2,901,205
	(うち役員人件費)	7,337	7,201	7,101
	(うち職員人件費)	2,811,781	2,869,964	2,528,344
	經常外費用	0	0	0
	一般正味財産増減額	67,265	51,076	24,454
指定正味財産増加額	0	0	10,003	
指定正味財産減少額	0	0	0	
指定正味財産増減額	0	0	10,003	
正味財産期末残高	477,263	528,339	562,796	
資産・負債・純資産	資産	2,683,783	2,908,569	2,777,828
	流動資産	2,506,794	2,729,873	2,610,553
	固定資産	176,989	178,696	167,275
	負債	2,206,520	2,380,230	2,215,032
	流動負債	438,762	484,003	606,324
	(うち短期借入金)	0	0	0
	固定負債	1,767,758	1,896,227	1,608,708
(うち長期借入金)	0	0	0	
正味財産合計	477,263	528,339	562,796	
出資額	144,875	144,875	144,875	
剰余金(繰入金を含む)	332,388	383,464	417,921	
県財政関与状況	補助金	77,584	67,551	60,487
	委託料	3,571,367	3,493,917	3,041,530
	その他	0	0	0
	計	3,648,951	3,561,468	3,102,017
	再委託費	164,254	152,018	123,120
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高	0	0	0
	借入金残高	0	0	0
	計	0	0	0

(4) 出資団体の主な経営指標の推移

経営指標	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
財政支出依存度 ・ 県財政支出計 ÷ 経常収益	92.9%	92.8%	92.7%
経常収支比率 ・ 経常収益 ÷ 経常費用	101.7%	101.3%	100.7%
管理費率 ・ 管理費 ÷ 経常収益	82.9%	86.4%	86.7%
人件費比率 ・ (役員人件費 + 職員人件費) ÷ 経常収益	71.7%	74.9%	75.7%
再委託比率 ・ 再委託費 ÷ 県財政支出計	4.5%	4.3%	4.0%
一人当たり事業収入 ・ 事業収入 ÷ (役員数 + 職員数)	531 千円	511 千円	451 千円
自己資本利益率 ・ 一般正味財産増減額 ÷ 正味財産	14.1%	9.7%	4.3%
総資産回転率 ・ 経常収益 ÷ 資産	6.2%	6.1%	6.0%
流動比率 ・ 流動資産 ÷ 流動負債	571.3%	564.0%	430.6%
自己資本比率 ・ 正味財産 ÷ 資産	17.8%	18.2%	20.3%
借入金比率 ・ (短期借入金 + 長期借入金) ÷ (負債 + 正味財産合計)	0.0%	0.0%	0.0%
理事等一人当たり退任慰労金 ・ 理事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
監事等一人当たり退任慰労金 ・ 監事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
職員一人当たり退職金 ・ 職員支給退職金 ÷ 支給人数	10,037 千円	18,034 千円	9,952 千円
理事会等理事出席率 ・ (理事会等出席理事) ÷ (参加可能理事数)	73.5%	42.9%	79.7%
理事会等監事出席率 ・ (理事会等出席監事) ÷ (参加可能監事数)	100.0%	25.0%	100.0%
評議員会評議員出席率 ・ (評議員会等出席評議員) ÷ (参加可能評議員数)	77.7%	33.8%	78.6%

()出席率は本人出席率である。代理人出席、委任状による出席及び書面持ち回り会議を含まない。

(5) 出資団体の役職員数等の推移

	平成 22年度				平成 23年度				平成 24年度				
	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	
役員	常勤理事	1	0	1	2	1	0	1	2	1	0	1	2
	非常勤理事	2	1	2	5	2	1	2	5	2	1	2	5
	理事 計	3	1	3	7	3	1	3	7	3	1	3	7
	常勤監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤監事	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2
	監事 計	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2
	計	5	1	3	9	5	1	3	9	5	1	3	9
	有給理事平均報酬	6,346千円				6,267千円				6,255千円			
	有給監事平均報酬	0				0				0			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
理事退任慰労金合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
監事退任慰労金合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
職員	管理職	40	6	0	46	40	6	0	46	39	3	0	42
	一般職	227	1	0	228	231	1	0	232	225	0	0	225
	嘱託・臨時職員等	176	0	0	176	174	0	0	174	171	0	0	171
	計	443	7	0	450	445	7	0	452	435	3	0	438
	職員平均報酬	4,771千円				4,675千円				4,484千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
職員退職金支給額合計	24	240,893千円		18	324,606千円		49	487,640千円					

専属 下記の派遣またはOBを除く出資団体専属の職員
 派遣 県の現役職員で出資団体に派遣されている者
 OB 県を退職した元職員で出資団体に再就職した者

2 出資団体との契約等

(1) 出資団体に対する補助金

出資団体は平成 23年度において 県から以下の補助金の交付を受け取っている。

県担当課	事業名	事業の概要	補助金額
障害福祉課	事業団運営費(県単)	本部の運営に係る補助金 交付	60,487千円
計			60,487千円

(2) 出資団体に対する委託料

出資団体は平成 23年度において 県から委託料を受け取っていない。

(3) 出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

出資団体は平成 23年度において、以下の県立施設の指定管理者に選定されている。

施設名	公募・ 非公募	応募 団体数	開始年月	指定 期間	所管課	指定管理料
茨城県立あすなろ の郷	公募	1	H21.4	5年	障害福祉課	2,981,365千円
茨城県立児童セン ターこどもの城	非公募	-	H23.4	2年	子ども家庭課	60,165千円

(4) 出資団体に対する貸付金(平成 24年 3月 31日現在)

出資団体は平成 23年度において 県から貸付を受けていない。

(5) 出資団体に対する債務保証又は損失補償(平成 24年 3月 31日現在)

出資団体は平成 23年度において 県から債務保証及び損失補償を受けていない。

3 指摘又は意見

(1) 振興資金貸付事業における債権管理

【指摘】

出資団体は、自主事業として振興資金貸付事業を実施しており、県の社会福祉の振興を目的として福祉事業者へ資金の貸付を行っている。当該事業に基づき、出資団体には貸付金が発生する事になるが、出資団体においてはこれらの債権を管理するための債権管理規程及び事故が発生した場合の対処方法を規定した規程やマニュアルは整備されていなかった。

平成 23年度末において、12件の貸付金があるが、このうち 1件の延滞が発生している。

当該事業については、県の社会福祉の振興に資する事業であるが、貸付の期間が 10年 6ヶ月と長期に亘ることから、債権事故が発生する可能性は一般の事業に比べて高くなる。当該事実に鑑みれば、今後も当該事業を継続していく上で、適切に債権を回収・債権事故を発生させないようにするための債権管理規程や、一度債権事故が発生した場合にどの様に組織として対応するかを定める対応マニュアルを作成、整備する必要がある。

(2) 運用資産の時価の把握

【意見】

出資団体において、資金の一部を有価証券（債券）にて運用しているが、運用資産の時価の把握については、適時に行われているわけではなく、また全て時価を把握しているわけでもない。

運用資産については資金運用取扱要項により、元利払いの確実性の高い公共債へ投資する事となっているが、この場合でも資金の運用について安全性を期す必要がある事を鑑みれば、決算に併せて年最低 1回は全ての有価証券について、時価情報を入手し把握する体制を構築する必要がある。

(3) 期末実地棚卸

【指摘】

診療材料については実地棚卸の対象としていない。

診療材料についても医薬材料であるため経理規程第 37条に従い実地棚卸を行う必要がある。

(4) 退職給与引当金積立不足額

会計年度末の退職給与引当金の額は、職員が当該会計年度末に全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額とする（経理規程第 46条 2 項）」と規定されていることから、退職給与引当金は期末自己都合要支給額の 100%を計上する必要があるが、平成 24年 3月 31日現在、引当不足額及び退職給与引当資産の積立不足額が 743,128千円存在しており、この引当不足額を会計上認識した場合、出資団体は 562,795千円の資産超過から 180,333千円の債務超過に陥ることになる。これについて、出資団体は退職共済制度への加入や経営改善による財源確保によって不足額を解消することとしている。

【指摘】

出資団体の財政状態を適切に反映させるため、会計上、引当不足額を認識する必要がある。

(5) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項

【指摘】

所管課は出資団体に対し監事の行う監査結果及び講じた措置状況を報告させる必要がある（出資法人等指導監督基準第9エ）とされ、同時に、出資団体の監事は、少なくとも半年に1回以上内部監査を実施し、必要な措置を講じなければならない（出資法人等指導実施要領第12）とされていることから、所管課は少なくとも年2回の監事監査結果報告を求める必要があるが、年度末の監査報告のみしか報告を受けていない。

所管課は出資法人等指導監督基準及び同実施要領に基づき少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。

(6) あすなろの郷モニタリング体制

所管課として指定管理の有効性や効率性を判断するため、あすなろの郷の運営規模や効率性、有効性、合理性等を疎明する客観的な資料や情報を収集し分析・検討する必要があるが、現在は県による実地監査のほかは、主に所管課担当者が業務の一環として他県の障害者福祉施設や同規模の社会福祉法人の運営状況について情報を収集し分析検討していることに止まっている。

【意見】

所管課としての情報収集・分析検討体制の整備が望まれる。その際、情報の質として決算書の有用性は高く、特に社会福祉法人の決算書は統一的な会計基準の下で作成されており比較可能性の点でも優れているため、障害者福祉施設を運営している他の社会福祉法人の決算書については可能な限り入手・検討する事が望ましい。

(7) 財産目録の記載誤り

【指摘】

平成23年度の事業報告及び収支決算書における財産目録について誤りが存在する。財産目録の定期預金及び普通預金について、本来は別の口座として記載すべき金額を他の口座の残高として記載して開示している。原因は各会計の財産目録明細書を積み上げて財産目録を作成しているが、この積み上げに際して転記ミスが生じた事によるものである。

公表数値に誤りが発生しないようチェック体制を構築すべきである。

4 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

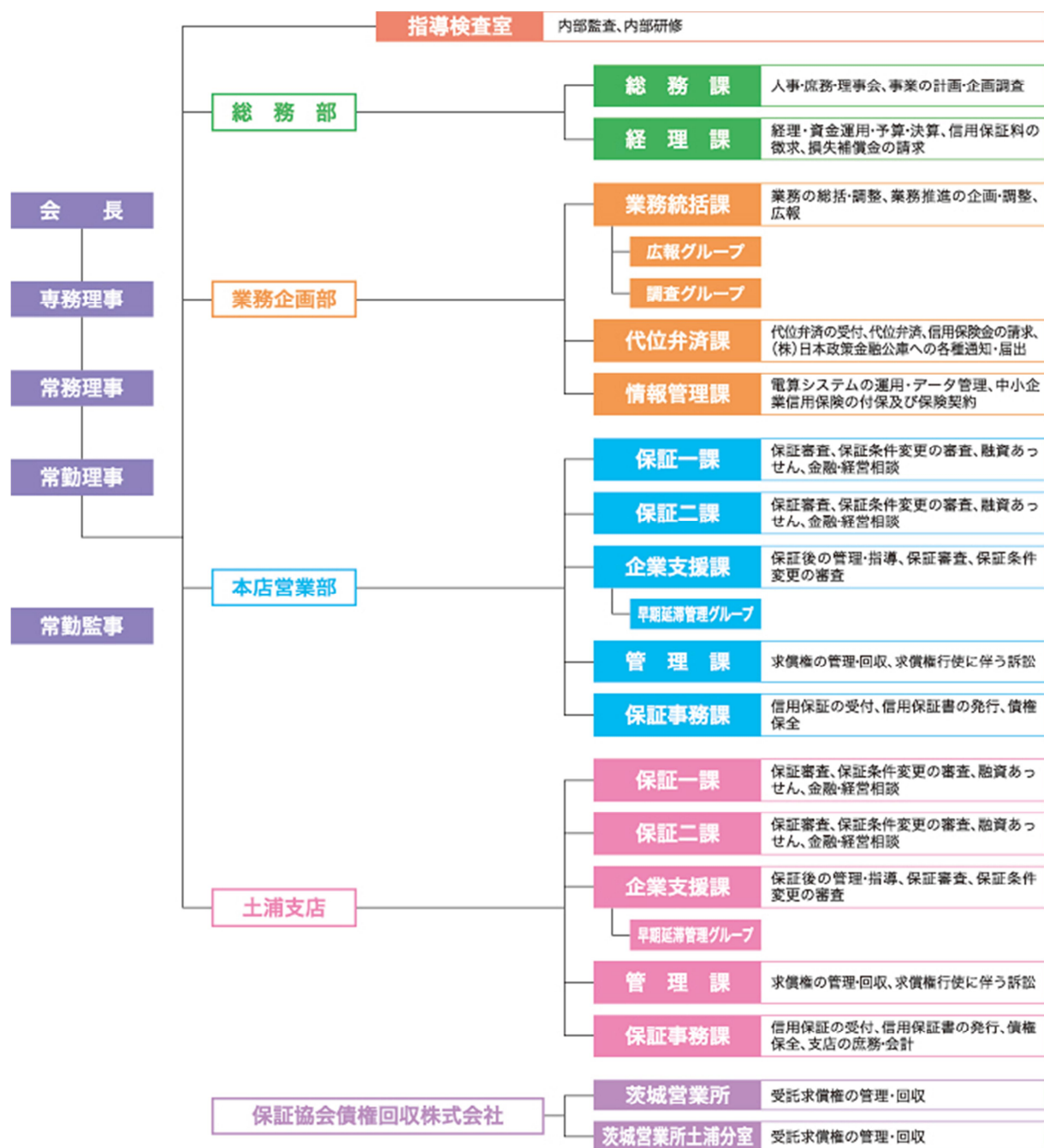
出資団体は過年度において包括外部監査において、退職給付引当金の積立不足を指摘されているが、当該積立不足については現状でも解消されていない。

VI 茨城県信用保証協会

1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要(平成 24年 4月 1日)

所在地	水戸市桜川二丁目 2 番 3 5 号			
設立根拠	信用保証協会法第 6 条			
設立目的	中小企業が金融機関から事業資金を借り入れるとき、公的な保証人となって借入を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うこと。			
事業内容	<p>信用保証</p> <p>中小企業者が金融機関から借入れ等をする場合に、その中小企業者が負担する借入れ等の債務を保証する。</p> <p>代位弁済と債権回収</p> <p>償還不能となった場合に、中小企業者に代わって金融機関に対して弁済(代位弁済)するとともに、中小企業者から債権(求償権)を回収する。</p>			
所管部課	商工労働部産業政策課			
出資状況		出資者名	出資額	出資比率
		基金準備金(自己造成分)	20,307,677千円	69.6%
		茨城県	3,809,437千円	13.1%
		(株)常陽銀行	1,023,958千円	3.5%
		(株)筑波銀行	672,614千円	2.3%
		茨城県信用組合	570,836千円	2.0%
		その他 115団体	2,773,593千円	9.5%
		基本財産	29,158,115千円	100.0%
設立年月日 沿革	<p>昭和 24年 12月 財団法人茨城県信用保証協会設立</p> <p>昭和 29年 6月 信用保証協会法に基づく組織変更認可により財団法人から特殊法人に変更</p>			
組織機構				
次葉参照				



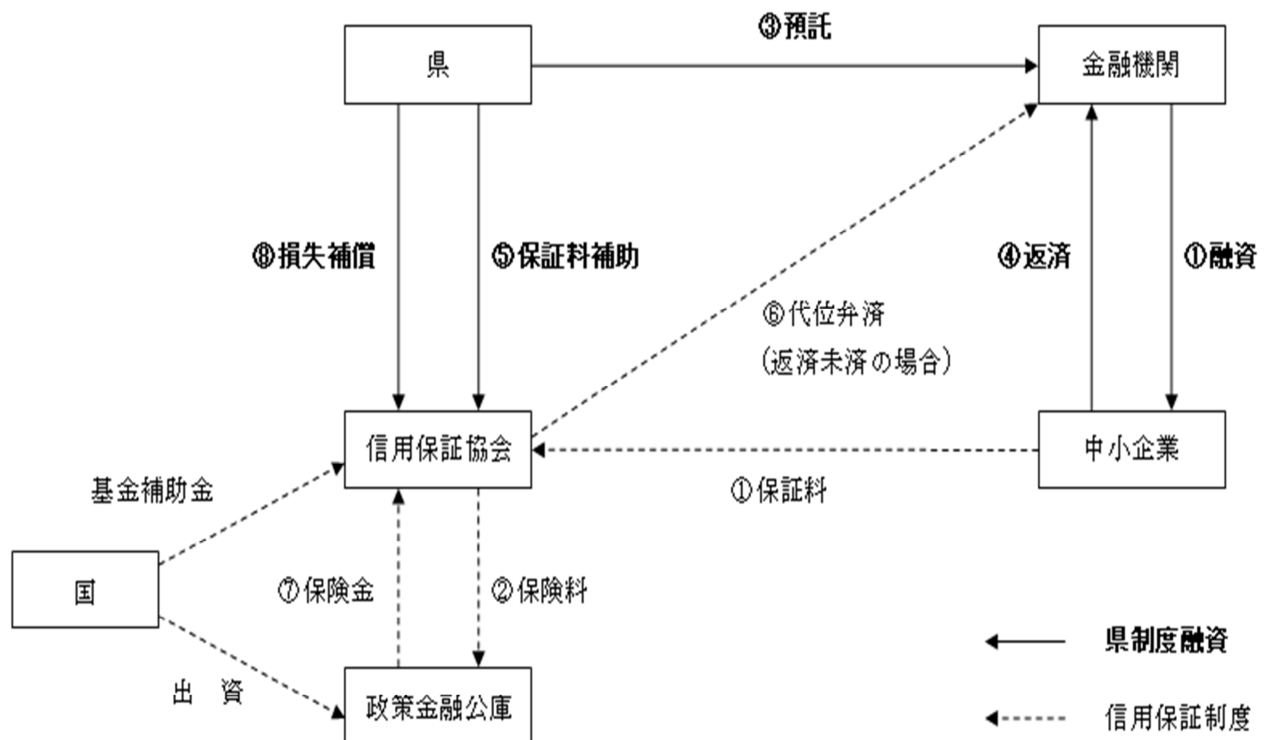
(2) 県制度融資及び信用保証制度

県制度融資における関係者の役割は以下のとおりである。

県の役割： 融資メニューの設計 ,貸付原資の一部を金融機関に預託 ,保証料補助・損失補償の予算化を行う。

金融機関の役割： 融資申込内容の審査を行い融資決定する。

信用保証協会の役割： 融資 (保証) 申込内容の審査を行い ,信用付与 (保証承諾)を行う。



(信用保証料について)

信用保証料は、融資を受けた中小企業が返済困難となった際に、信用保証協会が企業に代わって返済を行う信用保証契約に要する費用について中小企業が負担するものである。

県制度融資を利用する際にも原則として、この信用保証契約を信用保証協会と締結する必要があるが、資金力が弱い企業に対して保証料の一部又は全部を補助することにより、中小企業の円滑化の促進及び負担軽減を図っている。当該保証料補助事業について県から信用保証協会に対する補助金の対象となっている。

(信用保険料について)

信用保証協会の信用保証業務を、政府 100%出資の政策金融機関である株式会社日本政策金融公庫が再保険する制度として信用保険制度がある。信用保証協会は、融資実行の際に中小企業から徴収する信用保証料から、信用保険料を日本政策金融公庫に支払う。信用保証協会が、中小企業に

代わって金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫は代位弁済額の元本部分の 70~ 80% を保険金として信用保証協会に支払う。信用保証協会が、中小企業から返済を受けた時には、保険金の受領割合に応じて回収金を日本政策金融公庫へ納付する。

(損失補償について)

損失補償の目的は、信用力の低い企業に対する信用保証協会の柔軟な信用付与を推進し、もって県内中小企業の資金調達の円滑化を図ろうとするものである。なお、損失補償対象の融資を利用した企業が事故に陥った場合に、信用保証協会は、契約に基づきその損失分の補填を受けることとなる。

茨城県からの損失補償金の推移は以下のとおりである。

平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
322,716千円	496,540千円	514,329千円	406,637千円	445,551千円

なお、当該損失補償と上記の日本政策金融公庫からの保険金によっても穴埋めされない損失については信用保証協会の負担となる。

(回収金の納付)

信用保証協会は、支払いを受けた保険金や損失補償金を受領後、代位弁済した中小企業からの回収金について保険金や損失補償金の割合に応じて日本政策金融公庫や地方公共団体に納付することとなっている。回収のためのインセンティブは存在しない。

以上のように、信用保証協会は、信用保証業務に伴う不測の事態に備えて、地方公共団体及び金融機関等からの出捐金、負担金を受けて運営の基礎としている。また、日本政策金融公庫からは信用保険によりバックアップを受けるとともに、信用保証協会が柔軟な保証を行う結果として、地方公共団体から損失補償を受けることとなる。